

第8日目(9月10日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は29名であります。

これから本日の会議を開きます。なお、峠 佳一君より、家事都合のため1時間ほど遅刻の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問といたします。なお、質問内容を制限するものではありませんが、皆さんから極力簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力をお願いいたします。順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号20番、牛木芳雄君。

牛木芳雄君 おはようございます。一般質問をさせていただきます。

1 榊形山最終処分場について

まず最初に榊形山最終処分場についてであります。榊形山最終処分場の建設につきましては、平成9年3月に地元集落と基本合意ができて建設の運びとなったわけであります。最初に地元に説明があったのは平成元年ごろでしょうか。10年近い年月を要してその間、地元を二分するような大きな曲折を経た中での基本合意でありました。いわばこの手の迷惑施設を建設するには、どの場所に持って行っても建設を受け入れる側、あるいは建設をする側、大変難儀をするものであります。お互いに大変な事であった、このように感じております。このような経過を踏まえ、私はこの処分場の契約期間がいよいよ迫ってきた。これに対して管理者である市長の考え方を問うものであります。

全国に先駆けて処分場に屋根の付いた、いわゆるクローズド型と言われる最新鋭の施設であります。そしてこの処分場は埋め立てをする穴を6個を計画をし、そして順次埋め立てをしていく。最初に2個の穴を掘って、その1個目の穴から埋めていく。こういう計画でありました。

現在はどうでしょうか。最初の1個の穴がおおよそ8割程度埋まった状態であります。設計当初の計画では、一つの穴が一杯になるのに2年半であろうと。そして6個の穴すべてが一杯になるには15年間であると、こういう計算で始まったわけであります。

しかし、現在はリサイクル意識の向上、あるいはリサイクルセンター魚野の徹底した運転管理、これらによって埋め立て残渣が極めて少なくてすむようになった。現在のような処分場の長もちにつながっていると、このように考えるわけであります。行政や市民にとっては非常に喜ばしく歓迎をするものでしょう。しかし、約束の15年間、まもなくまいろうとしております。

処分場の建設に当たり、場所の選定作業から含めると当時10年間もかかってようやく建設をしたものでありますから、私は早い段階から早め早めの対応をしていくべきだろうと。もうすでに10年を経過したわけでありまして、3分の2の時間が過ぎようとしているわけでありまして。今後いつの時点で話し合い、あるいはこの対応を始めるかお伺いをするものであります。

そして2番目であります。協定の中ではこの埋め立て残渣。処分場への埋め立て残渣はリサイクルセンターから出た残渣に限定をしているわけでありまして、今後ともその考え方に変わりはないか、こういうことでもあります。

2 農政について

農政についてであります。農地法の見直し。今年度から導入されました品目横断的経営安定対策、あるいは農地水環境保全向上対策。この2つの政策は戦後農政の大転換だと、このように位置づけられました。今現在進行中であります。いわゆる担い手と言われていた皆さん、あるいは集団に農業施策を集中をさせようとするものであります。ここにきて農水省は農地貸借の規制緩和、これを目的に農地法の改正に向けて有識者会議を立ち上げ、来年の通常国会に提出をするのだと、このようであります。

今度のこの農地法の改正は、戦後一貫して貫いてきた田畑を耕作するものが農地を所有する事が望ましい。いわゆる農地法の耕作者主義であります。これを見直して貸借の規制緩和をしようとするというものであります。

そして小作地の所有制限。多分これは不在地主の牽制を指しているのだと思っております。この撤廃やあるいは標準小作料の設定これも撤廃をするようであります。一般の企業も農業に参入しやすくするように、参入できるように改正をするものだ。こういうことでもあります。

私は、前々から企業の農業参入には反対の立場であります。先ほど申し上げました品目横断的経営安定対策、これとていまだ賛否両論があるわけでありましてけれども、とにかく歩き始めました。百歩譲ったとして、この政策を推し進めていく上で担い手農家やあるいは集落営農組織との、規模拡大による競合が出てくるのではないかと懸念をするわけでありまして、共同通信を始め新聞の論調ではこのように言っているわけでありまして、企業と農家が農地を奪い合うようなことになりはしないか。あるいは地域農業がやせ細ってしまうのではないかと。このようなことになってしまえば何の意味もなさない。こういう論調であります。私も全く同感でありまして、危惧をしているところであります。まだまだ法律としてでき上がっているわけでありませんが、こういった議論が出ている事を踏まえどのような認識をお持ちであるのかお聞かせいただきたい。

次にコシヒカリBLについてであります。私は従来コシヒカリとこのBL、食味については遜色のないものだというふうに思っております。いろいろの官能試験、あるいは栽培実証等をした中で、県は一斉導入に踏み切ったわけでありまして。いろいろメリットがある中で、このことによって農薬の使用量が大幅に減った。このことが今、消費者の皆さんやあるいは大勢の安全・安心志向を求めている消費者の皆さんの要望に対して、大きく応えることができるものだというふうに私は思っているわけでありまして。農薬の使用量が格段に減りました。格段に減った。

しかし、農業者のなかには従来コシにこだわっている方も大勢いるわけでありまして。特に自己販売をしやすい農家の皆さん。魚沼コシではこのこだわりが非常に強いようであります。

昨年、国会で有機農業推進法この成立を受けて、県議会でも決議をしたところでありましてけれども、私は有機肥料を使ったり、あるいは農薬をなるべく使わない方法、この栽培方法。特にこの魚沼地域はイモチ病の常発地帯でありますから、私はB Lに切り替えたのはそれなりに評価のできることだと思っています。けれども、自己販売農家の皆さんがあまりにも声高に従来コシの食味だけを優位性に強調することは、全体としてかつての宮城のササニシキの二の舞にならないとも限らないわけでありますから、私は心配をしているところであります。行政の長としてこのB L導入に対しての評価を問うものであります。

大きく処分場の関係、農業の関係、2つのことについて質問をいたしました。答弁のほうをお願いいたします。

市長 おはようございます。今議会も議員の皆様方から23名に及び一般質問を通告いただいております。3日間、気持ちを込めて一生懸命答弁させていただきますのでよろしく願い申し上げます。牛木議員のご質問にお答えいたします。

1 榊形山最終処分場について

榊形山最終処分場についてでありますけれども、今ほど議員からお話ありましたように、平成元年頃から地元 これは小栗山区を主体として思川、片田、竹俣、竹俣新田ということですが 折衝が始まりましたが、その経過の中で東京都日の出町の最終処分場での漏水事故がありまして、非常に当初計画からこの影響もあって遅れたということでありまして、最終的には平成9年の5月に着工させていただいたということでありまして。

特に小栗山区の皆さんとは回数も中身も相当突っ込んだ議論がなされておりまして、合併で南魚沼市になった今でも、この交渉経過は極めて重いものというふうに認識はしております。建設につきましてはご承知だと思いますけれども、処理水が絶対に漏れ出さないこと、これが住民の安心と下流域の環境保全にとって最重要だと。これは絶対に譲れないということとございました。当然であります。

処分場の埋め立て期間につきましては、当時の処理する残渣の量から一応逆計算をさせていただいて、原則として15年というふうに協定書にも謳われているところであります。しかしながらこれも議員おっしゃっていただきましたように、リサイクルセンターでのごみの処理の適正化が図られ、残渣の排出量を相当抑えることが可能になったということでありまして、6つの埋め立て地といいますが、このうちの1号部分がまだもう1年使用可能な状況であります。このペースでそれこそ計算していきますと、6号地まで全部埋め立てが完了するには、60年。約60年掛かるという計算になってきます。

今、考えておりますことは、この期間延長による地元との協定変更についてまだ具体的なことには入っておりませんが、今触れましたように1号地から2号地に切り替わる時点、後1年から2年であります。この中で管理方法、それから跡地利用これらも含めてまた再度、地元の皆さんと協議をさせていただきたいというふうに考えております。まだ時期的に明言できませんけれども、後1～2年以内に地元にもた協議をさせていただきたいと。そして過去の交渉経過も十分存じておりますので、これをきちんと認識した中で地元の皆さん

とまたお話し合いをさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

2番目のこの残渣が、リサイクルセンター魚野から出たものに限っているかどうかということでもあります。これは結論から申し上げますとそのとおりでありまして、そこから出た以外のものは一切入っていないということでもありますけれども。ただ、昨年ですね一時溶融炉のスラグ、この処理について相談をさせていただいた経過がありますが、その後このスラグに関しましては、国の通達によりまして市発注の公共下水道工事等の埋め戻し材として使用することが可能になりましたので、今のところ榊山最終処分場への一時保管についての検討は不要ということでもあります。

しかし、1号地を終了させる段階で埋め戻し材としての利用、これを地元と協議は一度させていただきたい。下水道も、なんといいですか永久ではありませんし、市の道路工事関係もそうそう使えるものでもありません。この辺も地元の皆さん方がまたどうお考えか、あるいは今まで下水道工事等に埋め戻し材として使用してきたその経過等も含めて、地元の皆さんと協議はやはりさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

2 農政について

農政につきましての答弁であります。農水省がそういう方向を打ち出しまして、これは市と経営基盤強化で定めた、法で定めた地域ですね。これは今までは耕作放棄地ということでありましたが、それを緩和をしていこうということでもあります。これは今、議員ご質問のように、認定農業者や集落営農組織との競合は懸念されます。そういう中で農地も賃借を調整・仲介するため、これは市町村に面的集積組織というものを設置いたしまして、担い手農業者等への利用調整を図るということにしております。これはいずれ設置をさせていただこうということでもあります。

おっしゃっていただいたように私も、やはりこの認定農業者や集落営農組織、農業生産法人、これらを当然ですけれども最優先として集積調整はしていかなければならないと思っております。しかし、私はこの企業が農業に参入をするということについては、基本的には賛成の立場でありますので。ただ、農業生産組織等に影響を与えるものであってはならないという、その限定付きでありますけれども。今後、そういう企業が出現してくるかどうかということも含めてですね、まだちょっとわからない部分がありますが、先ほど触れましたように現在農業をやっていらっしゃる方、その皆さん方との利害 利はいいですけれども害が生ずるようであれば、これはもうきちんとした対応をしなければならないと思っております。利の部分でお互いが一致するということであり、そして農業にもその企業経営的な部分が入ってくるというそういう前提であれば、私は企業の農業参入は否定はしないということでもあります。

コシヒカリBL米導入の評価でありますけれども。3年目を迎えたわけでありまして、しかし市内の一部では今年度も従来コシが作付けをされております。そしてこれは湯沢駅構内で、幻のコシヒカリとして販売をされているということでもあります。

初年度は倒伏がございまして、1等米比率が非常に低下いたしました。昨年は県の普及指

導センターやJA関係の皆さん方から倒伏しない、させない米作りの指導が徹底されまして、ご承知のように1等米比率が95パーセントということであります。高品質米を消費者に届けることができたということでもありますし、今年度も今のところは昨年並みの品質は確保できるものと考えております。

農薬もおっしゃったとおりでありまして、JAの関係では大幅に農薬販売量が減りまして、使用量がだいたい3割以上抑えられたという統計が出ております。そして他の県産コシよりはやはり安全・安心これを前面に出して販売ができるようになった。それから管内農家の米作りの意識もやはり消費者の食の安全志向に伝える、そういうことで特別栽培米に切り替えたりということの中でBL米の導入によって、非常にそういう環境に優しい農業が浸透してきたというふうに思っておりまして、このコシヒカリBL米については大きな評価をしております。

また、今はそう出ないのしょうけれど、いわゆるブレンドさせてですね、これについてもDNA鑑定が分析可能だということになりましたので、これらについてもきちんとした対応ができるということでもあります。他県に先駆けてBL米に切り替えたことについては正しかったというふうに考えております。

従来コシを作付けしていらっしゃる一部の農家の皆さんには、これからも一応粘り強く、BL米の優位性を説明しながら切り替えてもらうようお願いはしていかなければならないと思っておりますが、なかなか感覚的なものもありまして、非常に難しいという認識はいたしております。以上であります。

牛木芳雄君　もう2点ほどお願いをしたいと思います。

1 榊形山最終処分場について

最初の処分場の件であります。今市長おっしゃっていただいたとおり処理水が絶対に漏れてはならない、これが一番の問題であります。いわば迷惑施設といわれるものでありますから、例えば島新田の焼却場の皆さんは一日何十台といわれる車がひっきりなしに来て、いわば外目的にも大変迷惑を掛けているわけですが、私どもの最終処分場は車はほとんど来ないわけですね。一般の車は来ないわけですし、そういう面ではあまり目に見えた迷惑はない。

ただ、言われるように、先ほど市長が60年も長い間と言いましたが、もし60年ももつと　今、ほかの自治体では最終処分場をどこにしようか、満杯になった、というお話がひっきりなしであります。我が市では60年間も安定的にここにされるとなると、相当の何と申しますか、頭を病まないだけでも大変有意なわけですが、そうすると50年、60年それを埋め立てた後でも、まだまだシートの下から漏らないような完全なる設備と申しますか、工法と申しますか、それをきちんとやらないとやはりだめではないか。ただ、その60年受けるか受けないかは別として、これから交渉になるわけですから、その前段として誠意ある対応を示してもらいたい。こう思うわけであります。

先ほど申し上げましたように、これを契約するとき、平成6年、失礼その次ですが、平

成9年ですが、当時の区長さんと対策委員長と話をし、区長さんが委員長に言うには、「なあ、丸丸。おい15年、15年は我慢しようぞ」こういうことでもって当時の管理者の小宮山さんと判子を付いたと。こういう話をしてもらいました。15年というと大変長い時間だなというふうに思っていたのですが、これが50年も60年もということになるとですね、相当長い一世代も、もっと越えるような時間になるわけですから。この辺はきちんと誠意を持って慎重に対応してもらいたいというふうに思うわけでありませぬ。

2 農政について

それからこの農政についてであります。特に私は一番目の農地法の改正についてでして、ご承知のように今、WTOやFTA、EPAについての交渉、これいかんによっては日本の農業の危機が言われているわけでありませぬ。これが結ばれると、今の食料自給率は40パーセントを切った39パーセントになったわけですが、それが12パーセント、13パーセントになりますよというふうに警告をしているわけでありませぬ。その対策として先ほどの、私が言いましたように品目横断的対策等があるわけですよ。

私は先ほど「100パーセント譲ったとして」というふうに言いましたけれども、先の参議院選挙における自民党の歴史的な大敗があったわけでありませぬ、これはいくつかの理由があるわけでありませぬ。年金問題もありませぬし、閣僚の不適切な発言やあるいは政治と金の問題もありますが、一人区で負けた最大の原因、これは地方の反乱というふうに言われていますけれども。最大の原因は民主党のマニフェストにあった、いわゆる自民党の出した今の政策ではなくて、1兆円規模の販売農家すべてに支援をしますよといった民主党のこの政策にやはり期待をする、そういう地方の皆さんの考えに乗って、一人区ではああいう大敗をしたという解説が主流でありますから。

それとこれを位置づけるわけではありませぬが、やはり日本のこの中において規模拡大だけを目指しても、私は日本の農業はFTAやWTO、EPAから守りきれないのではないかとこのように思っているのです。

これだけの農地ですから、私は国民の合意を得ながら、やはり日本の農業はコストが掛かるのだと。このことを消費者の皆さんも国民の皆さんも、これは理解をある程度はしているのだというふうに思っているのです。

企業にも参入を許し、あるいは大規模農家ばかりを支援していくような、こういうあり方というのは、この選挙を通じてやはり改めてもらいたいという一撃が加わったのではないかとこのように私は思っているのですが、それらの感想も含めて市長の考え方をいただきたい、このように思います。

市長 牛木議員の質問に、またお答えをいたします。

1 榊形山最終処分場について

一番目の最終処分場の件についてであります。おっしゃっていただいたように15年というのが、計算上60年ということになりますから、本当になんと言いますか、もう先の長い話すぎて、なかなかそうそう簡単に60年でぼんといくというふうにも思っておりませぬ。

し、私どもも誠意を持って地元の皆さん方とこれから交渉をさせていただきたいと思っておりますので、またご指導をよろしく願いいたします。

2 農政について

農政についてであります。この参議院選挙の一人区の結果という、まさに議員おっしゃったとおりだと思っております。一兆円規模の個別の所得保証方式というような、これが実現できるかどうかは別にいたしまして、地方の声にきちんとした対応をしてこなかったという部分が、一人区でのあの惨敗の結果につながったということは私も認識をしております。これは農業ばかりのことではない。他の事でもいわゆる都市と地方の格差という部分、ここが非常に大きかったのだらうと思っておりますが。

私も農業が規模拡大だけでいいというふうには全く考えておりません。特に私たちのこの地域というのは、いわゆる専業農家でない皆さん方が農業をやっている部分、これに負うところが非常に多いわけです。本人が承知もしないのに企業にそこへ参入させるとか、あるいは農地集積を図っていくというような、その無理な対応はあまりしようとは思っておりません。

ただ、これはある程度足腰の強い、本当に農業を専門に、農業で生業を立てていこうという皆さん方がいらっしゃるわけですから、その皆さん方がやはり農業で生計が立てられるという、そういうことに支援をしていくという、これもまたやらなければならないことであります。ですから小規模農家を切り捨てるという考え方は全くもっておりません。

企業参入についても同じでありまして、先ほど触れましたようにお互いの利害が一致をして、そして市の目指すべき農業の方向にも障害が生じないというそういう前提がもうありますので、その中でも参入できる方、あるいは農地をお貸しできる方がきちんと出てくれば、それはそれで別にそれを拒むものではないということをお願いいたします。

やはり今一番求められているのは、規模を拡大して利益追求という部分だけではなくて、むしろ今は安心して安全な食料の供給ということが一番の課題になっていると思っております。今、中国産のいろいろの物が見直されまして、安ければいいやということではもうなくなってきたという、そういう消費者の心理も非常に変わってきております。ですので、私どもも高品質で安心・安全な農産物。これをきちんと生産をしていけば消費者からもある程度支持をいただけるものだと思っておりますので、そういう方向にきちんとした力を入れていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 質問順位2番、議席番号8番・寺口友彦君。

寺口友彦君 おはようございます。市民の皆さまには、早朝よりまた足元の悪い中、傍聴にお出でいただきましてありがとうございます。

まず、中越沖地震で亡くなられた方々に、この場をお借りしましてご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された方々の生活が一日も早く元に戻る事を願っているものであります。

今定例会は、平成18年度一般会計ならびに特別会計の決算審議を始めとする重要議案についての審議のために開かれているわけでありまして。地方議員、国会議員による買収工作と

それに伴う議員辞職、政治資金をめぐる不正処理や領収書問題などが連日報道され、一地方議会議員として、政治と金の問題にも市民の皆さまと同じ感覚で望むのが、議員たるものの基本であるという思いを強くした次第であります。

世紀を超えて継承されてきた故郷の文化と伝統に誇りを持ち、今なすべきことを見極め、挑戦する姿勢を貫く。そういう基本姿勢の許で行なわれました市長の所信表明演説に対して、市民の皆さまが主役であるという立場から質問します。義と愛の精神においては、私よりもはるかに深い市長でありますから、明確かつ簡潔に答弁されることを期待します。それでは通告にしがたい質問をいたします。

1 保健、医療、福祉について

まず保健、医療、福祉についてであります。健康づくり推進委員が288名の市民の皆さまに委嘱され、研修会が2回行なわれました。しかし、研修会出席状況をみると80パーセントに満たないという。また、国保被験者数をみると退職者が増え一般・老人が減であります。医療費給付額が一般・老人とも増え、退職者だけが減であると。健康体操教室は会場数拡大に向けての取り組みがなされております。病気にならない、大病にならないよう市民の皆さまに日頃の努力を訴えていくことが重要であることは、今さら言うまでもないことであります。が、担当課を除いた市職員から発せられる本気度が 職員の皆さんも本気ではありませんが、その本気度が市民の皆さまに十分伝わっていないのではないかと。こうしたなか、昨年に比べ大和病院の医業収益が増え医療費用が減っていることは、歓迎すべきことでもあります。新院長を始めとする関係者の努力であろうと評価するものであります。

そこで、認知症地域支援体制構築推進事業のモデル地域指定について質問します。以前にも認知症対策については質問しましたが、在宅での認知症患者の療養は、家庭に経済的、精神的負担が大きい。また、市内にある認知症対応の療養施設の収容数は極めて少ない。これは、認知症そのものに対する認識が低く、有効な対策がとれなかったことが最大の理由であると考えます。ゆえに、このモデル地域指定には大いに期待をするものであります。

そこで、認知症地域支援体制構築等推進事業のモデル地域指定で、早期対応、知識理解の啓発、支援体制の構築をどう考えているか。支援体制の構築と市立病院との関わりをどう考えているのかであります。

2 教育、文化について

次に教育、文化についてであります。市内の教育施設の耐震補強実施率をみますと、県内の他市町村よりも高いわけであります。また、人口減少による教育環境のばらつき解消のための学区再編にも着手をしたところであります。

先ごろ中教審の学習指導要領改訂の素案が報道され、小中における授業時間数が1割増になる。ゆとり教育が見直され、小学校においては総合学習の時間が減らされ、英語の授業が導入をされます。3年後には完全実施の方向であります。これに先行する形で「教育特区」の申請の意向が我が市の教育委員会より発表された。他市町村に遅れを取らない、そういう意気込みは大いに評価はできます。国際大学という全国的には馴染みが薄いですが、市内にある

大学院大学を活用しようという考えは理解できる。小中と大学が連携をして国際理解のために授業を展開しようという考えも理解できる。「教育特区」には南魚沼市の教育の命運がかかっているとも考えられる。

しかしながら、小中や大学の教育現場との意見交換、国の教育行政の方向など検討事項は山積をしている。時間をかけてじっくりやるという基本姿勢が大事であると考えます。そこで、南魚沼市が考えている「教育特区」の基本的考え方はどうか。「教育特区」に向けての自前の教員養成を始めとするソフト面での長期的整備計画はどうかであります。

3 都市基盤整備について

次に都市基盤整備についてであります。し尿処理で下水道汚泥量が昨年に比べて5割近くの増である。そして可燃ごみ処理で、し尿施設からの量がやはり昨年に比べて5割近くの増であることから、下水道整備が進んでいることはわかります。しかし、財政状況逼迫の原因の先行投資先であるから、水洗化率の100パーセントを目指した運動の強化が課題であります。少なくとも税で禄を食む者、名誉職とはいえ公職にあるものは率先してつなぎこみをすべきと考える。

駅西地区の消雪対策に一つの進展があったことは評価はできますが、そもそものスノートピア計画がどうなっているのかを住民の皆さまにお知らせするということが肝要であり、住民の皆さまのアイデアを政策に取り込むという、そういう姿勢が必要ではないのか。猫の目行政といわれたいよう十分に住民の皆さまと連携をして進めることが大事である。

都市交通システム構築に向けての調査が行われ、福祉バス、循環バスについての基本的見直しができたと考えます。一部とはいえ、市民の皆さまの足となり、生活の支えとなっていますが、路線沿線の皆さまの目にはむだと映るほうが大きいようであります。調査にばかり費用と時間をかけてはられないはずであります。そこで、都市公共交通システムの構築の調査の進捗状況はどうか。福祉バス、循環バスのあり方についての基本的考えにどう反映するのかであります。

4 産業振興について

続いて産業振興についてであります。米の作柄は平年並みとの予測が出、地域間調整も368トンと全量確保ができ、刈取りが待たれる状況であります。しかし、今年産米は60万トン余剰の見込みと報道され、仮渡金の減額が実体化し、農業収入の減が心配される場所であります。

少雪によるスキー観光の落ち込み以降、中越沖地震の風評被害などで市内の入れ込みはかんばしくない。「天地人」のドラマ放映、2順目国体が2年後に迫っている中、市内外のイベント・まつりについて長期的な戦略のもと、行政・民間が一体となって取り組む必要があると考える。イベントは一過性という性格を強く持っているから、一度は人を多く集められる。しかし、単発的に行なわれているイベントを一つの戦略のもとで行なうことがいかに重要であるかは、県の観光キャンペーンを見れば明らかであります。田舎暮らしの祭りや商業主義の祭り、イベントははっきり区別して取り組むべきである。

教育・文化やスポーツでの交流にも、商業主義という考えを根底に据えることも必要である。こういう戦略を考えると、血税を投入しての事業展開となるから、市が中心的役割を果たすのは議論を待つ必要がないと考える。戦略会議の早期の立ち上げと戦術の実施が焦眉の課題であるとする。そこで市内外の観光イベント・まつりについての長期的戦略はどうかであります。

5 行財政改革、市民参画について

そして、行財政改革、市民参画についてであります。地域コミュニティ創出パイロット事業が、3地区の特徴を出して行われている。中越沖地震の発生をみますと、更なる地域防災体制の構築が急がれると考える。来年度からのこの創出事業には、地域防災体制づくりと地域での防災訓練が必須の要件と考えるべきである。

平成18年度一般会計・特別会計決算に関連してバランスシート、行政コスト計算書が今定例会に報告されておりますが、財政健全化1年目の総括として何を教訓として得たのか。また、現在作成中である財政シミュレーションにどうその教訓を生かそうと考えているのか。実質公債費比率が24.6パーセントと記され、18パーセントまで下げるという計画に狂いが生じてきたのではないかと。また、債務負担行為に関しては、参考資料として総額65億4,863万円が報告されている。債務負担行為の性質を吟味した上で見直しを図る部分があるのではないかと。新型交付税の包括算定方式による金額が、基準財政需要総額に対する割合が15.8パーセントと報告されておりますが、人口減と共に交付税の伸びは期待できないわけでありまして。そこで債務負担行為の中の債務保証、損失補てん、利子補給の内訳はどうか。このうち見直す必要があると考えている部分はどうか。

以上で壇上よりの質問を終わります。

市長 寺口議員の質問にお答えいたします。

1 保健、医療、福祉について

まず、この認知症地域支援体制推進事業の関係であります。事業概要は厚労省所管の補助事業でありまして、新潟県が事業主体となって、モデル地域に係る事業は私たち南魚沼市に委託をしていただくということでありまして。補助率は10分の10。事業実施年度は本年度、それと20年度の2カ年ということでありまして。県内では我が南魚沼市と隣の魚沼市が取り組むということになっております。

理由はもうご承知だと思いますので、ですけれども、認知症高齢者がやはり増加しておりまして、今、私たちの市には1,855人というふうに推計をされております。そのなかには高齢者のみの世帯もあり、あるいは利権擁護等の活用が必要な事例これらも出ておりますし、虐待に関連している事例など、これらも出てきているというところでありまして。

市内には認知症対応のデイサービスが2カ所、グループホームが6カ所ありまして、関係機関あるいは職員数も増加して、その資質の向上あるいは連携、これらが今後の重要な課題になってくると思っております。

この対策に必要なこととありますけれども、まず最初はやはり予防対策であります。それ

から早期の段階からの適切な診断と対応。そして正しい知識と理解の普及。本人や家族への支援。そして地域での総合的な支援体制の構築。この件につきましては後ほど病院の方でお答えいたしますが、幸いなことに宮永院長先生は、このことに関しての専門家でありますので、非常に大きな力をいただいているということでもあります。

事業の内容でありますけれども、事業コーディネーターの配置、そして地域資源マップの作成普及、あるいは認知症ケア等のサポート、そして徘徊ネットワークの構築、あるいは家族の会、ボランティアへの支援、こういうことが推進事業の内容でございます。

そしてこれは当然ですけれども、先進地に学びながら担当専門職の研修会、あるいは地域講演会、訪問指導、関係機関との連携会議、これらを開催して私たちの市の認知症対策を構築していくものだと思っております。

市立病院との関わりについてであります。先ほど触れましたように宮永先生が院長に就任していただいて、この宮永先生からは事業コーディネーターの総括になってもらって、ゆきぐに大和病院・保健課・福祉課が一体となって推進事業に取り組んでいきたいと思っております。

この事業終了後も、市立病院を始めとして関係機関が連携して認知症対策を推進していかなければ、2年だけやって終わりということではありませんので。そういう面でも先ほど触れましたが宮永先生の専門的な知識や、あるいは支援部分については大きな期待をしているところでもあります。

2 教育、文化について

教育問題につきましては、のちほど教育長に答弁をさせます。

3 都市基盤整備について

都市基盤整備についてであります。都市公共交通システムの構築の調査の進捗状況ということでもあります。この構築調査は18年度、昨年度にバスタクシー事業者これらを委員としまして「南魚沼地域生活交通対策調整協議会」を設置させていただいて、国の都市再生モデル事業によって実施をしてきたところでもあります。この成果と課題につきましては、本年3月に報告書を作成しております。

調査の内容につきましては、旧3町がそれぞれ運行してきたバス交通の経緯を踏まえつつ、市民の足となると共にやはり観光あるいは交流にも資する効果、あるいは効率的な交通ネットワークこれらを確立したいということでもあります。その中で路線マップの作成、それからアンケート調査、市運行バス有料化　これはワンコインということでもありますけれども、

の検討。そして六日町地域での市街地循環バスの試行運行、あるいは市直営運行の民間委託との検討、これらを順を追って調査を進めてきたところでもあります。

主な成果といたしましては、営業路線バス、市運行の巡回バス・福祉バス、保育園、病院の送迎バス、スクールバス。これらの利用者それから目的、運行主体等、実に多種多様でありまして、この現状を踏まえて路線の重複競合、空白地帯、地域格差、これらがやはりある程度明らかになっております。むだがあったり、空白地があったりということでもあります。

それから運行バスのワンコイン化につきましては、市民合意はほぼいただいたものだと。私もずっと市政懇談会等でお話しをしてまいりましたが。しかし、18年10月に改正道路運送法これが改正をされたということでもあります。これはなかなか市ができないということになりましたので、直営運行方式から民間事業者委託方式への移行が必要だということが確認されたということでもあります。

そしてこういうそれぞれの結果を踏まえて、19年度、今年度は市運行バスの空白地帯、地域格差の解消のための運行路線の見直し、そして将来的な市運行バスの有料化、これはワンコイン化でありますけれども、これに向けて民間事業委託の方へ運行方式を変えていくということ。それから受託民間事業者の効果的・効率的な組織化、これも必要であります。これらを今、協議会で検討を進めているところであります。

そして昨年度の調査ではまだ検討まで至らなかったわけではありますが、基幹病院の建設に伴う公共交通ネットワークの構築と、それから観光交流拡大に関する交通システムの構築、これらも引き続き検討をしていくということでもあります。なかなか成案としてきちんとまだ出てきませんけれども、そう遅くない時期には成案としてまた皆さん方にお示しをしたいと思っております。

それから福祉バス、循環バスの基本的な考え方にどう反映させるかということでもありますけれども、これはもう当然であります。調査の結果を踏まえて先ほど触れました重複、空白地帯の解消、あるいは有料化、民間事業委託化、基幹病院の建設に伴う交通ネットワークの構築、これら当然ですけれども現在やっております福祉バス、巡回バスのあり方と直接的に関わるものでありますので、福祉バスとかそういう呼び名の変更も含めて、一体化してまいりたいと思っております。

4 産業振興について

産業振興についてでありますけれども、祭りやイベントの長期戦略についてであります。現状を申し上げますと、市内のイベントでは「出来事、催物、行事」に関するイベント、これでは18年度の集客順に申し上げますと、雪まつり、南魚沼市の雪まつりが13万3,000人です。それから浦佐の毘沙門堂の裸押し合祭りが10万人、六日町の夏まつりが8万人、塩沢産業まつりが4万2,000人、しおざわ祭りが5万人、それから大毘沙門焼き大祭これが4万5,000人、八色の森市民まつりが2万5,000人というふうな順番になっております。

また、「競技種目や試合」これらにつきましては先般も行われましたけれども、浦佐温泉耐久山岳マラソンこれが1,800人、歩くスキーフェスティバルのほうが約1,400人ということでもあります。少なくとも産業振興部で行なうイベントにつきましては、イベント効果を考えて誘客数そして経済効果、これを優先にしながらの長期戦略を立てていかなければならないということでもあります。

その反面では例えば火渡り大祭とか、一の宮の農具市、これら誘客数はそう多くはないのですけれども、地域の文化・伝統行事として継承されてきたイベントでありますので、大切

にしていかなければならない。そして地域住民の自主的運営によって実施をしていただくということだと思っております。

将来的にはいわゆる産業振興部で直接関与するイベントは、一定以上の誘客数、あるいは経済効果の高いこれらに特化をしていかなければならないというふうに考えております。

たとえの例でここに上げてありますけれども、雪まつりの誘客、先ほど触れました13万3,000人に対する経済効果であります。日帰り客が11万7,000強でありました。これにだいたい5,000円ちょっとということで5億9,000万円。宿泊客が1万5,700人強でありましたので、3万5,600円前後のお金が落とされた。そうしますと5億6,000万円。合計で11億5,600万円ということで、非常に経済的な効果はあるということになります。

また一つ、これは質問の中にはございませんでしたけれども、旧3町で行なわれてきました「塩沢産業まつり」、あるいは「六日町ふれあいまつり」、「八色の森市民まつり」。これが3つあるわけでありまして、これは合併を機にやはり整理統合していきたい。ただ、急速にはできませんけれども、期間的にもだいたい秋に集中したりそれぞれ旧町ごとにやっていたわけでありましてそういうことですが、これはやはり南魚沼市の相当大きなイベントとして統一化をしていく方向を、今模索をしようということで関係者の皆さんと今後それぞれ協議に入りたいと考えております。

5 行財政改革、市民参画について

行財政改革と市民参画の件でありますけれども、ご質問の通告をされていなかった部分の中で実質公債費比率 昨日おとといの新聞ででしょうか 24.6パーセント。これは先般皆さん方にお示しをしました計画は、24.1となる予定でしたが24.6であります。この原因は、ご承知だと思いますけれども算定方法の見直しでありまして、今まで福祉施設等に対する償還分の利子分だけを計上しておけばよかったのが、今回は今度また変更になりまして元金も入れるとこういうことになって、計画より0.5ポイント上がったということです。これによりまして、あさってですか、全員協議会でちょっと財政シミュレーションのご説明を申し上げますが、実質公債費比率が18パーセント以下になる計画が1年遅れるという方向が見えております。

さて、ご質問の中の債務負担行為の中の債務保証、損失補てん、利子補給の内訳であります。債務保証は土地開発公社に対してのみ認められておりまして、限度額は31億1,800万円。限度額でありますね。現在は14億5,000万円の借り入れ総額であります。

損失が出た場合これを穴埋めをするというこの損失補償につきましては、南魚沼福祉会、それからアグリコアに対して限度額で9億7,286万円ということになっております。両、債務保証、損失補償とも履行額はないということでありまして、そういうことがまだ生じてはございません。

残りは、土地改良区の65億4千何百万円というその部分の中の残りは、土地改良区の農道整備事業、そして福祉会の施設整備事業に対する利子補給に関するものでありまして、1

9年度以降の支出予定額の合計額、24億5,777万円というふうになっております。18年度の支出額は3億8,560万円という状況であります。

最初に触れましたように、債務負担行為の合計額は65億4,863万円。これは限度額の合計額ということですのでよろしくお願いたします。個々の内容につきましては当初の予算書の末尾に記載してありますのでご覧いただきたいと思っております。

それから見直す必要があるかどうかということでもあります。利子補給のうちの社会福祉法人の件につきましては、先ほど申し上げましたが、元利保証金については公債費に準ずるということで、今回から実質公債費比率のカウントということになりました。ですので、これはやはり実質公債費比率を低減させるためにも、今後この社会福祉法人の施設整備等については、きちんと抑制をしていかなければならないという思いであります。ただ、その抑制策が福祉関連に大きな影響を及ぼすというようなことにはならないと思っておりますけれども、そういう方向。

それからこの6月に成立いたしました「自治体財政健全化法」におきましては、出資法人等も含めた実質的負債の標準財政規模に対する比率、これを「将来負担比率」として新たに健全化判断の指標に加えることになったと。これによりましてこれによりましてというか、そうでなくてもですけども、債務保証や損失補償については相当慎重な対応が必要だという今、認識をしているところであります。以上であります。もれがございましたらまた後ほどお願いたします。

教 育 長 寺口議員の質問にお答えいたします。

2 教育、文化について

今、私どもが考えております「教育特区」の内容についてでございます。議員もご指摘ありましたけれども、文化省はこの後の教育課程の検討の中で、従来のゆとり教育からの脱却というふうなことを打ち出しております。しかし、このゆとり教育であってもなくても私どもとしては、一人一人がお互いに個性を尊重しあい、そして自ら学び考え行動できる能力を育成しなければいけないというこの基本的な考え方には変わりないだろうと、このように思っております。

また、私どもの市教育委員会では、「心豊かでたくましい児童生徒の育成」というふうなことを大きな目標として掲げておりまして、これを実現するためのいろいろな取り組みをしてまいりましたが、私どもの地域では比較的深刻な問題が出ておりませんけれども、昨年全国的に多発しました、いじめ、自殺というふうなものをみますと、やはりもっともっと一人一人がお互いの違い、個性というものを尊重し合う、そういう教育をする必要があると、このように痛感した次第であります。

私どもが考えておりますこの「教育特区」、タイトルとしては小学校に国際課を設置し、英語教育もやろうとこういうことではあります。そのねらいとするところは今申し上げたところに戻ってくるわけでありまして、私ども市内には、国際大学という世界50カ国からの学生さんが集まってくる大学があります。子供達が見て一番手っ取り早く自分と違うというの

がわかるというのは、例えば髪の毛の色であったり、皮膚の色だったり、話す言葉だったりです。そういう人たちがどんなことを考えているか。要は自分たちと同じ気持ちで生活しているのだなあというところを、早い時期からわからせてあげたいなというところが国際理解という部分であります。

なおかつ、言葉が全く通じませんことにはコミュニケーションができませんので、コミュニケーション能力、あるいは積極的にコミュニケーションを取ろうとする態度、そういったものを養うために英語教育を取り入れようと。こんなふうな考えでありますから、今、中教審が考えている英語教育とはいささか趣きを異にするというものでないかなと、こんなふうに思います。

それでこれを20年度、来春から5つの小学校で取り組もうとこういうことで考えておりますが、今現在そのなんといいですか、こういう場面においてのカリキュラムとか指導法とか、そういったものが完成しているわけではありません。これから来春までにできるだけ準備はいたしますが、その中で5校で先行実施しながら、もう一つ、今年、来年の2カ年間、浦佐小学校が文化省の指定を受けた国際理解教育の指定校になっております。そこでの取り組み、研究そういったものを反映させながら、そして議員からご指摘があったように、大学、小学校、中学校の教育現場の皆さんのご意見をここへ反映させながら、市としての課題と成果を整理しながら、そして順次拡大していくと。このような考え方です。

この「教育特区」に向けての教員養成を始めとする長期的な整備計画ということですが、議員もご指摘のとおりでありますけれども、小学校の教員は特に英語とかそういった指導をする研修は受けていないわけですが、程度の違いはありますけれども、それぞれの学校がこれまでその学校なりの国際理解教育、あるいは国際大学の学生さんを招いてのふれあい活動というふうなことをやっております、そこそこの知識は持っておりますが、系統だった指導のための知識は持っていないという状況であります。学習指導センターを中心といたしまして指導方法の技術ですとか、あるいは教材の開発、そんなふうなことをやってまいりたいというふうに思っております。

少なくとも来春までには5つの小学校が実施できる、それだけの準備はしてなければいけないと思っておりますし、その後もこの市の学習指導センターが中心となって教員対象の研修講座を開くなど、研修の機会を充実していく必要がある。このように思っております。

また、浦佐小学校でも公開授業を計画しておりますので、市内の各小学校、中学校の教員の皆さんから、こういう講座に参加をいただいて、自ら研修を深めていただくということも必要だろうと思っております。いずれにしても、よそでやっていることと随分趣の違う特区をやるという考えでありますから、教育委員会が全面的にこれを支援していかないといけないと、このように考えているところであります。以上です。

寺口友彦君　それでは再質問させていただきます。

1 保健、医療、福祉について

まず、認知症関連であります。市長の答弁のなかにありました1,855名の方と推測をさ

れるということではありますが、大和病院、療養病床がございすけども、2011年までには療養病床というのはゼロにするというのが、国の政策であります。そうした中で、この見直し独自のそういう認知症対応をしていたとしても、療養病床がないということになれば、非常にこれから先どうすればいいのかというものも出てくると思います。

もう1点は経済的なものでありますけれども、今現在のグループホームでありますとかそういうところに移住されますと、10万円を超える費用がかかるということがあります。しかしながら、平成19年度の納税義務者に関する調査をみますと、ひとり家庭でありますけれども、総所得ですか50万円以下という方が1,410名もいらっしゃる。というような状況をみますと、なかなか経済的にもそういう施設を利用したくてもできないというのがあります。

こういう2つの問題ですけれども、国の政策に逆行するようなかたちで、療養病床を、ベッド数を残していくんだという、そういうかたちで大和病院の活用を考えていいのかということと、経済的に大変だという部分についての支援策ですけれども、これも万全とはいえないでありますけれども、とって行くのだという、そういうところをもう一遍お聞きいたします。

3 都市基盤整備について

次に公共システムでありますけれども、福祉バス・巡回バスとありましたが、市長の答弁の中ではバスという考え方がどうも優先をしているのかなという感じがします。私は、家の前も通りますけれども、見ますとほとんど固定された方だということかたちがしますので、これはやはりタクシー券という考え方もその中に入れていって、バスを走らせるというのではなくて、必要な方に必要な足を提供するんだという、そういう考え方を、導入を考えた方がよいのではないかと思いますので、それについてはいかがかなというところであります。

5 行財政改革、市民参画について

債務負担行為に関してであります。確かに社会福祉法人でありますとかそういうところに対して。債務保証している分とか利補給の分を今は一切切なくすというわけにはまいりませんし、市長の答弁の中にありましたようにこれからそういう部分については絞られるだろうという話でありましょうけれども。そうはいつでも民間で果たして営業的に成り立つのかという、人口が少ない地区でありますからね。そうなりますと営業が成り立つのかということを考えられたら、やはりそういうところの福祉法人が老人保健施設でありますか、それについての整備が遅れるのではないかなというような心配もあるわけです。そこについての市長のお考えはどうか。

もう1点は利子補給についてであります。利子補給先を見ますと農林関係を見ませば、やはり第3セクターがあったり、JAがあったりとするわけでありますけれども。これは前にも申しましたが、投資的な性格を持っている利子補給であるのであれば、それはやはり税収というものを当然見込んだ中でそういうことをしていくのであらうと思いますし、今現在、そこら辺をチェックをしてどうもその税収につながっていないのではないかなということであ

れば、かなりきつい指導を入れるべきではないかと思しますので、それについての考え方はどうかというところにあります。

2 教育、文化について

教育特区であります。教育長の答弁の中で一つ気がかりであったのは、自前の教員養成についてはちょっと見直しの方向であるような感じがするのですけれども、来年度から実施に向けて、現場の小学校の先生に指導の方法を教育センターがやっていくのだという考えであります。はっきり申し上げまして、来年から実施させる5校について見ましても、教員の数も果たして確保されているのかというところなんです。教員の数も確保されていて、なおかつ国際理解のための授業をやるような指導をできる先生がいるのかというところまで検証してお考えであるのかどうか。

どうも学校現場の話をお聞きすると、やはり市の教育委員会としては誰にその英語教育をやってもらいたいのか。考え方はよくわかるのだけれども、実際にやれる教員はいませんよと、そういうふうに言われました。担任の方が、例えば小学校であれば6年ですけれども、担任の方が6名しかいらっしゃらないところに、学習指導主事みたいな方が主任の方ですよ、一人いればそれは可能でありましようけれども、担任の方にまた研修をやって英語教育ということは非常に難しい部分があるのではないかという考えが一つ。

もう1点は、国際大学に総文で行きましたときにも、英語遊びと申しますか、そういうようなお考えであればどなたが来られても私は構わないと思うのです。けれど、英語教育ということになれば1年間を通してやはり固定された方に来ていただいて、学生であっても、言語教育のプロではなくても、1年間を通してその方に見ていただくというようなところがはっきりとしない中では、その教育特区と謳っている部分の性格が弱いと思います。それについての教育長のお考えはどうかというところをお伺いいたします。

4 産業振興について

観光についてでありますけれども、私、市長がおっしゃられたように経済効果、これをまず一番に考えた部分ですね。特に市外についての、例えば江戸川区民まつりであれば55万人という方がいらっしゃっているというわけです。塩沢町自体からも行っていらっしゃいますが、私はもっと戦略的に考えて、とにかく大量に送り込んでどんどん物を売ってくるという、そういうような考え方のもとでの対応をしていかなければならないのではないかな、というように思っているわけです。

やはり、昔ながらの伝統的文化であるお祭りや、商業主義的な祭りははっきり分けて、春はこれだ、夏はこれだ、というような感じのキャンペーンを、特に外に向けて繰り出して行って、税収を上げてくると。税収を上げるというと怒られますけれど、売り上げを上げるとかたちでの取り組みをするためには、戦略会議が必要ではないかと思うのですけれども、これについてはいかがか。以上であります。

市長 寺口議員の再質問にお答えいたします。

1 保健、医療、福祉について

医療、福祉、保健関連のことですけれども、療養ベッドの関係はおっしゃるとおりでありまして、城内病院も今4つあるものは結局、21年度ですかそこに行くまでには、これを残すということについては非常に困難があるということです。大和病院も同じであります。

そこで、こういう認知症専門施設ではありませんけれども、居宅介護、それから地域密着型サービス介護施設ということで、特養とか介護老人保健施設、あるいは介護療養医療施設、これらでも受け入れは当然やっております。そしてやはり住み慣れた地域での生活支援ということの中で、昨年度から小規模多機能型介護サービスの中で、通いと泊まり、それから訪問介護、これを組み合わせた事業もやっているところであります。今なお、城内病院の小山院長先生の方から城内病院の今後のあり方の中で、やはり老健施設 今おっしゃったことに対応ですね、そういうことも含めて老健施設 そう大規模なものではありませんけれども、これを市、あるいは半官半民でも結構ですし委託方式でも結構です。これをやはり建設していくべきではないかというような提言もいただいておりますので、この2年間の事業実施の中でそういうことも含めて、きちんとした検討をしていかなければならないと思っております。療養ベッドが廃止されることに伴う影響というのはやはりあるわけでありまして、それらの対応をきちんとやって行きたいと思っております。

3 都市基盤整備について

交通システムの中のタクシー券的な考え方。これはタクシー券というよりは、全部バスを回せということではなくて、今おっしゃったように利用者がもう限られていて、もうどうしたって3人とか5人というような部分がきちんと出てきた中では、タクシー券ではなくて、タクシー利用をやはり組み合わせていかなければならないと思っております。すべてバスで回るということにはならないのかなと思っておりますが、タクシー券を配布をして、タクシーをその人が呼んでいただいてそれに乗っていくという方法は、ちょっとこうとりづらいのかなと思っておりますけれども、いずれにしても今後の検討課題として十分協議をしていただきます。

4 産業振興について

産業振興のなかのイベントの件でありますけれども、おっしゃっていただいたように市外イベント、これは大変大きなものがありまして、今言いましたが江戸川区民まつりはだいたい55万人、江東区が40万人、さいたま市民まつりが37万人とか、港区の区民まつりこれが20万人、あるいは埼玉市の農業祭これが16万5,000人とか。その他にもまだ深谷市これも5万、10万単位で皆さん方おいでいただくわけですので、やはりここに相当の力を入れていかなければならないと思っております。

ただ、これは市が直接物を売り込むということではないわけでありまして。例えばJAさんとか生産者組合とか、観光協会とかということでありまして、市はやはり職員をそこに一緒に派遣をして、支援される部分を支援をしていくとことでもありますけれども。

この戦略会議的なことは当然であります。当初触れましたように、いわゆる市が関連する

イベントの特化、そういうことも含める中で総合的に検討させていただきたいと思っております。その戦略的な部分も含めてですね。よろしくお願ひしたいと思ひます。

5 行財政改革、市民参画について

行財政の関係の中での、社会福祉法人に対する施設の抑制ということではありますが、これはやはり法人組織を立ち上げて、その法人組織がいろいろの面でまた事業展開をやっていくという部分と、今年から始まりました民間で、上町のところに「こころの杜」という特養ホームもできましたけれども、そういう民間が進出をしてくれていただく部分もあります。これらはやはりでき得ればそういう方向に行っていただきたいという思いでありますけれども、どうしても必要なものがある、民間では経営が成り立たない、進出がないとなれば、やはり公としてその公債費比率がどうだこうだと言っている問題ではなくなるわけですので、そこのところはきちんと判断をさせていただかなければならないと思っております。

利子補給の中での例えば投資的事業に対して税収面からの検討も加えているかということではありますが、これは十分加えております。近いところでは八色椎茸生産組合に今年も利子補給なり、いわゆる補助金なりを出したわけですが、この際には結局持ち物そのものはJAのものになっているわけですが、その固定資産税とか、税そういうことも含めていわゆる投資をする価値があるということで、補助金等を支出をしているわけでありまして。生産額に対してまたそれが税として帰ってくるというもの、これは相当大きなものがありますので。

当然ですが、そういうことはきちんと精査をしながら、ただ、どうしても税収的にペイはしないけれどもやらなければならないという部分も出てくることもあるわけですが、十分そういう検討を加えながらやっているということをご理解いただきたいと思います。私の方からは以上であります。（「もう1点、低所得者に対しての」の声あり）

失礼。低所得者に対しては、ここで具体的にどうこうということではありませんけれども、当然であります。低所得者対策というのは、何の、その認証ばかりではなくてそれぞれの分野できちんと対応していかなければならないわけですので、個々の事例に対応しながら、いわゆる低所得者だから、そういう支援が受けられない何ていうことにはしない。これは、明言をさせていただきます。

教育長 2 教育、文化について

説明を落としまして大変恐縮でございました。ご指摘のようにやったことのないことを小学校の先生に今すぐやれと、こういうことは無理であります。それで一つには中学校での英語の教員免許を持っておられる方を、これを最初の計画では市費で採用しようという構想だったのですが、市で採用して免許状交付をいたしましてもその後の研修等々で非常に困難が伴うというふうなことから、免許状の交付ということは今のところもう少し研究をしなければいけないということではありますが、市費で、今申し上げたような中学校の英語の教員資格を持っておられる方を講師採用いたしまして、この方々に小学校での英語授業の橋渡し役をお願いしようと。

それから同じくALTを一人、この特区のための枠で採用いたしましてこの方々、そして国際大学の留学生の学生さんからも入っていただいて。主に国際大学の学生さんから活躍いただく場面は、それぞれの出身母国の文化の紹介というふうなところになるろうかと。英語の指導の方は、今申し上げたように中学校の英語の教員免許を持っている講師、ALT、学級担任これらが組んで当たっていただくと。この際、この場合で一番ポイントになるろうかと思えますのは、打ち合わせの時間をどのように確保できるか。そこらにかかってくるかなと、このように思っておりますので、せっかく始めたことで効果がなかったというふうなことでは大変申しわけない話でありますから、一生懸命取り組んでまいりたいとこのように考えております。

大和病院事務長 1 保健、医療、福祉について

今、市長の方から病院業者の関係について答弁があったわけですが、基本的にそういうことなのですけれども、ちょっと私のほうで補足をさせていただきます。

療養病床は今全国で38万床ございます。その内医療型というのと療養型というのが2種類あるわけでございます。医療型が23万床、療養型が今15万床だったと思うのですけれども、それを平成23年までに医療型の方を15万床に療養型をゼロにしようという、今、厚労省の計画だったと思います。

介護型がしたがってなくなりますけれども、医療型は15万床程度残るという格好になるわけですが、医療型が例えば23万床あったのを15万床に持っている数を同じようにして減らしていくのかといいますと、どうもそうではないようなことです。どういうことで減らしていくのかといいますと、医療区分が低いもの、あるいはADLといひまして日常生活動作、例えばトイレに一人で行けるとか、あるいは食事が一人でできるとか、お風呂に一人で入れるとか。そういう基本的な日常の生活動作が低い人は・・・ところを取っている人はなくしようという格好にしています。

大和病院の場合199床のうち161床が一般病床で、38床が医療型の療養病床ですが、非常に医療区分も高い、あるいは日常生活動作も困難な人をいっぱいっておりますので、このままでいくとそれが全部廃止になるという方向ではないと思います。今のところは医療型の療養病床を残したいという考えでおりますので、説明させていただきました。以上です。

寺口友彦君 それでは再々質問をします。

1 保健、医療、福祉について

今の認知症関連でありますけれども、数年後には基幹病院が当地に開院という運びになるわけでありますので、そうした場合について当然大和病院が認知症対応についての主導を担うのであらうと思っておりますけれども、そこら辺との絡みであります。

なかなか今、事務長から答弁といひますか説明していただいたような形で、大和病院が医療の病床を残してまでできるというような、そういう状況はないと私は思っておりますので、そうした場合についてはやはり大和病院をこれを進化させたかたちで 認知症についてですよ 進化させたかたちで、介護保険が使えるという施設へ転換をしていくという。そう

というような方向をやはり打ち出すべきではないかと思っておりますので、それについての市長の考え方はどうかということであります。

2 教育、文化について

教育特区についてでありますけれども、教育長の答弁にあったように現場との打ち合わせ、これは一番大事な部分になるわけでありまして。英語遊びをすると。国際理解でありますので違う言葉だなと、違う考え方だなというのがわかれば、子供たちにはそれはそれでいいわけでありまして。別に受験の英語の指導をするわけではありませんから、それはそれでいいのであります。けれども現場としては、来年4月からやるといわれても早めに細かな打ち合わせをしなければ、当然今度は混乱をきたすわけでありまして、そういうところはきちんと対応していくのであります。中学の英語の免許を持った方を講師として採用をして、ということでありましてけれども、当然その辺の調査研究もしていらっしゃるでありますが、やはりそれを含めてでありますけれども5年後、10年後にはもう終わりましたというような形の教育特区では、私はあってはならないと思っております。長期的に、南魚沼市が存在する限りできるようなかたちでの特区に持っていく、そういう意味での長期的な整備計画はどうか。これについてお伺いいたします。

3 都市基盤整備について

それから都市交通システムであります。確かに市長がおっしゃるようにタクシー券でというのが難しい部分があるかもしれませんが。ワンコイン化については白タク行為ということで非常に問題あるということでありましたけれども、私は病院に特化したものと、そうでないものというふうに峻別しまして、やはりそこら辺は分けて考えていくというような姿勢を長期的に出しておくべきではないかなと思っております。当然、基幹病院が開院ということになれば大和地域だけからというわけにはいかないわけですので、市内全域を回るというかたちも必要になるかと思っております。そこら辺を含めでありますけれども、今人数が少ない部分を切るというのはなかなか難しいという部分ありますが、当座としてタクシー云々についてはやはり速やかに実行できるようなかたちで、来年度から実施というのはどうかなというように思います。それについてはどうかということであります。

4 産業振興について

観光についてであります。戦略的に考えるということでありまして、先日県の宮下技官に来ていただきまして勉強会をしました。その中で県の観光キャンペーンに対する取り組みでありましたけれども、入れ込み数自体は確かに右肩下がりであると、しかしながらイベントについては増えているのだと。ただ、イベントについては一過性であると。それをいかにしてまとめていくかということは、やはり何年か先を見据えたようなかたちでのキャンペーン、連動したかたちですね。1年だけの春夏秋冬ではないというようなところを考えていかなければならない。その戦略会議というのはやはり私は市が行うべきであるというふうに思っておりますので、そこら辺についての市長のお考えはどうかということ。

5 行財政改革、市民参画について

債務負担行為については、社会福祉に関してはそういう思いであるというならば、そういう思いを忘れずにいただきたいと思ひますし、利子補給についてはやはり厳しい態度で臨むべきではないかなというように思ひておりますので、債務負担行為については答弁はいたしません。以上です。

市長 寺口議員にお答ひいたします。

1 保健、医療、福祉について

最初の福祉関連の関係であります、基幹病院との絡み、そして大和病院の役割という認知症対応の方も含めてですけれども、ご承知のように基幹病院の関連の中では大和病院そのものは、いわゆる外来、専門とは言いませんけれども、外来主体になっていくわけでありませぬ。

では、今の大和病院の入院部分についてはどこがどうなるのだということでありませぬけれども、基幹病院で受け入れるものと、六日町病院ですねこちらで、今の大和病院の行なっている医療行為の大半を六日町病院の方に移行していくということでありませぬ。ですので、大和ではなくなりますが、今の六日町病院の中に、さっき事務長が触れた例えば医療型の部分とか、そういうことも含めて対応していかなければならないと思ひております。

3 都市基盤整備について

交通システムの関係でありますけれども、これはいずれにしてもさっき触れましたようにタクシー券的な考え方をとらなければならぬ部分もあるのかもわかりませぬので、この会議の中できちんとした方向を出していくと、基幹病院云々の関連も当然であります。

ただ、基幹病院そのものはご承知のように、大和病院では外来をしてそこで基幹病院は原則として紹介型になっていきますので、では紹介されてまたバスに乗って遠くから基幹病院に行くかというような方向はそう出ないのかもわかりませぬが、これもまだはっきりしたわけでありませぬので。当然、基幹病院いわゆる医療施設に通院するといひますか、そういう部分と一般的な部分といひのはちょっと分けた目で考えないとならぬのかもわかりませぬが、ただ、お互い利用するということも必要でありますので、そこらをこれからきちんとした、何ていひか協議会の中でやっていかなければならないと思ひております。

4 産業振興について

観光イベント。これはおっしゃったとおりでありませぬ、戦略的なことはそれはもう当然市が主体になってやっていくということでありませぬし、イベント等についても一過性のもので、ただそこで終わったということではない、そういうことを考えなければならぬわけでありませぬ。この大河ドラマの決定も同じでありませぬ、再来年が大勢来たらそれでよかつたということにはならぬわけですのでそういうことも含めて。この大河ドラマ決定も受けて、市の観光的な部分の戦略的な方向、考え方を市が主導で打ち出していかなければならないと思ひております。これでいいですね。はい、以上であります。

教育長 2 教育、文化について

お答ひを申し上げます。考え方としては、議員のご指摘のような方向で取り組んでまいり

ます。ただ、特区と申しますのが、現在の規制があってできないものを、特区で外してもらってやるというふうな位置づけでありますから、この後の教育制度がどのように変わっていくか。場合によっては私どもがこれからやろうとしているようなことが、特区でなくてもどこでもできるというふうなものになってくる可能性もありますので。特区としての取り組みがずっと長期に亘ってでるかどうか、その辺のところはわかりませんが、ただ考え方としては、繰り返しになりますが、議員からご指摘あったような考え方で取り組んでまいりたいとこのように考えております。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

(午前11時04分)

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位3番、議席番号18番・岩野松君。

岩野 松君 おはようございます。ご苦労さまです。質問通告に基づいて一般質問いたします。

1 自立支援法で障害者は救われるのか

1点目は、自立支援法、障害者自立支援法で障がい者は本当に救われるのかという問題点であります。この支援法が今年の4月に施行され、10月から実行されているのですけれど、1年半近くになります。懸念されていたことが現実の問題となっております。障がい者に現在の生活と将来に深刻な不安を与えています。それで次の点について質問いたします。

1点目は、通所利用者で今まで応能負担だったのが、応益負担1割になりました。ここには利用減はないか、苦情は届いていないかという簡単な質問をいたしましたけれども。この障害者自立支援法は、私は国が支援費を、財政難を理由に自己負担原則を正当化していることではないかと思っております。本当の意味での障害をもつ人々が、自立できるということを強く望んだわけでもないのではないのでしょうか。そしてそれに対する責任があるわけでもないと思っております。

今は健常者中心の社会であります。そこに障害を持つ人々が働く就労支援というのが主な目的になっているのですけれども、そういう人たちに参画してもらうための支援をいうのであると思いますが、そういうことができているかどうかです。そういう意味では、この自己負担1割原則はおかしいのではないかと。

そして、今の障がい者の公的介護保障制度を介護保険と一緒にするという意図が見て取れます。特に自己負担1割という数字がそのことを物語っておりますし、その1割が通所利用者には非常に重く圧しかかっていると言われております。医療費や施設利用費、そして車椅子や装具などの購入費。そしてそこでの食費は全額実費負担となりました。交通費も出ないとも言われております。そういうことでこの1年半の中で、今まで利用された方からや通所の人たち、そしてそういう人たちから自治体には苦情なり、困っていることというのが届いているかどうかお聞かせ下さい。

2番目はこの自立支援法で、3障害 いわゆる精神、知的そして身体障害を一元化して異なる今までの別のサービスをも一元化するといわれております。そしてその障害福祉サービスの実施主体は市町村になり、国と都道府県はサポートするという仕組みになるとあります。そしてそのサービスの支給を明確化するために、障害程度区分を見直すということがいわれています。その最終決定も市町村ですとしています。

今、施設入所者に対してその認定が終わっているとも言われていますけれども、施設によってはまだ正式にはそれが多分各障がい者に届いていないと思いますが、「あなたは」というようなかたちで、「ここにいらなくなるかもしれない」と言われた方もおられます。入所している人たちそしてその家族にとっては、障がい者がその後どういう方向になるのか。その対応についてお聞かせください。

市の障害者計画を見ますと、共同生活介護とか共同生活援助があるというふうに書いてありますが、それが今現在あって、しかもこの入所者がもしそこに居られなくなったときには、受け皿としてはどのようなになるのかもお聞かせください。

3点目は、この制度は障がい者の自立を謳っているのが主体で、そのことに異論があるわけではありませんけれども、応益負担1割というのが非常に重く圧しかかり、そしてそれによって新たな障がい者が難民的にいけなくなる、そういうことが生まれるのではないかという思いを私はしています。交通費までも、その支援の打ち切りとなるとやはり耐えられない。

障がい者の施設で、最近できた塩沢にあるこぶし工房ですか、そこでは最高でも1万円ちょっとの障がい者の収入だそうです。しかし、食費が1日300円、それは実費負担ということで20日行けば6,000円を通過している人が負担する。その他にその1割負担、それが2万7,000円を限度といっていますけれども、そこまでは取らないのだと言っていましたけれども1万円何がしか。それも所得にもよるのでしょうかけれども、1万円何がしかの負担が加算される。そうすると収入よりも支出が多くなる。

ここでは、お聞きしましたらやはり通所している方はほとんどの方が家族介護であるということでした。全くの自分ひとりで生活している方は、今、通所されている方では一人だということですが、そう意味では家庭環境がよいというふうにも見えますが、本当にそういう問題が生まれないかどうかということをごどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

そして障害者自立支援法に対しての市長の見解も、もしあわせてお聞かせいただけたらありがたいです。

2 教育について

2点目です。教育についてですけれども、1点目は学区再編検討委員会が2度ほど開かれたと聞いております。この再編検討委員会の目的、そして結論はいつごろ出すのかということをお聞かせください。

そしてその委員会の中で教育長は、教育効果という視点で研究してほしいという挨拶をしています。どういう教育効果なのかなということもちょっとお聞かせいただければありが

たいです。特にこれは規模とか地域性など、非常に微妙な問題点が多くあります。結論が出たとしても、それを実行する方向性としてはどのように考えているのかもお聞かせください。

2つ目は学力テストの問題です。9月に結果が出るという予定だったようではありますが、多分まだ出ていないというのでこういうふうに書きました。これを出す時点ではそうだったのでありますが、その学力テストの調査は委託である。一般競争入札と聞くがというのは、これは来年度からだそうでした。今年はいわゆる普通の委託で行なうということだそうです。

この一斉テストということは、私はこれにも賛成しかねますけれども、私自身は、行なったテストに対しての採点は、それぞれの学校が、教員がするものだ勝手に思い込んでおりました。それが委託だということでは、本当に実際の学力の行方が見えるのかなという思いです。文化省にとっていろいろなのが、教員をそんなに信用していないのかどうなのかわかりません。東京都の例もありますけれども、自分の生徒の採点を自分でしないということをおかしいと思わないかどうかお聞きいたします。

6月の議会で阿部議員の質問に教育長は、1時間のテストなのでその子の学力を測ることは100パーセントはできない、疑問に思うと。そしてこれをひとりひとりのつまずきの資料としたというふうに答弁しておられました。委託業者が採点した結果だけでそれはわかるのでしょうか。

これが来年からも、今のところ文化省は続けるという思いであると聞きます。2年、3年、10年、15年と後逸すると、例え今現在比較しないのだとかそういうことに対してのあれはしないのだなんて言われていますけれども、必ず序列が生まれるのではないかと、という懸念もあります。この前の時には10年で中止になった経過もあります。そしてこれを行なうきっかけは、日本の子供達の学力の低下が引き金になったとも言われていますけれども、果たして本当の意味での学力がこういうテストで測れるというふうにお考えか、もう一度お聞きいたします。

次は3点目です。市長の所信表明に、「いのち・愛・人権」南魚沼展があると載っておりました。今まであまり聞いたことがないのでちょっとお聞きしたり調べてみましたが、この文章の最初に、部落差別をはじめ「子供」「女性」云々差別の撤廃と人権の確立とありました。そしてお聞きしましたら、県内の当番で今年は南魚沼市なのだということなのだそうですけれども、基本的には部落問題の学習だというふうにお聞きしています。そういうことが、また教員対象にも行なわれていたというふうにお聞きしておりますけれども、その内容やそこに出られた方の感想なりそういうのがもしありましたらお聞かせいただければと思いますし、そういうことへの指導は当市ではどのようにされているのかお聞かせください。以上でございます。あとはまた、第2質問はその後で行います。よろしくお願いたします。

市長 岩野議員の質問にお答えいたします。

1 自立支援法で障害者は救われるのか

まず最初に障害者自立支援法に対する私の見解ということでありまして、これはや

はり非常にあまりいい法律ではないという考えでありますし、自立支援そのものは議員もおっしゃったようにそれはそれでいいわけでしょうけれども、基になる就労就業の根本ができていないところに負担が出たり、そういう部分が非常に障がい者の皆さんに対して重荷になっているわけでありまして、この法律そのものは改正をされるべきだというふうに今は考えております。

ただ、具体的な部分についてはここでは申し述べませんけれども、要は就労できる体制を整えた上でこれをやっていかなければ、全く効果は出てこないのだろうという私の思いであります。

そこでご質問の、通所利用者で応益負担による利用減、苦情がないかということであります。セルフこぶし工房では昨年の4月に応益負担を開始をいたしまして、利用者が17名

これは今定員20名であります。そのうち負担増に伴って休止が1名、利用日数減が3名。しかしその後4名とも復帰いたしまして、今現在、19年8月現在では定員いっぱいの20名が利用されております。

魚野の家では利用者が42名ありました。そのうち負担増に伴って退所が3名。この方は五日町病院のデイサービス利用に行っております。そして今現在、19年8月現在では利用者が36名ということの現状であります。この負担増に伴いまして苦情 苦情というよりはやはり不満でありますね。これはもう相当多く聞かされております。

次の区分の見直しで入所できない懸念ということであります。これはご承知のように障害程度の区分は、入所可能は基本的には区分4以上ということであります。これは要介護3程度だそうではありますが。まきはたの里の試算では、区分3以下は今18人程度の見込みであります。これは正式な障害程度区分の判定は今後になっておりますけれども、今のところ、ということです。入所できなくなる方たちの地域での受け皿確保、これは当然課題であります。

今、経過措置で24年3月までは現在入所している施設の利用は可能ということでありませぬ、程度区分の要件に該当しなくても。今後の方向といたしましては、この受け皿の確保がどうしても必要になりますので、南魚福祉会これらを含めて今検討を始めているところであります。

21年度に国の制度見直があるわけでありまして、ここを見極めない最終的な対応はできないということではありますが。この制度見直しの中でも、先ほど触れましたようにこの根本的な部分をきちんとやはり、本当に現場を認識をしていただいた上でのまた体制になっていかないと困るわけですので、そういうことは声を大にして訴えていきたいと思っております。

障がい者難民の懸念であります。今待機者は、入所施設では身体障がい者3人、知的障がい者1人がこれは待機しているところであります。待機中。通所授産施設では待機者は今のところございません。

そこで、先ほど触れまじょうに障害程度区分によって入所施設から地域に移行する必要の

ある方の住居の場や在宅支援この受け皿の確保、これを検討しなければならないわけであり
ますので、障がい者団体や福祉社会と共に一緒になって取り組みを進めていくと。具体的にま
だどうするということには至っておりませんが、この障がい者難民を出さないよう
な工夫はどうすればできるのか。それをきちんと対応していきたいと思っております。

私の方からは以上であります。教育問題は教育長に答弁させますのでよろしくお願いいた
します。

教 育 長 お答えを申し上げます。

2 教育について

まず第1点でありましたが、教育効果、どういうことを考えているのだとこういうお話で
ありましたので、その点から申し上げたいと思います。

先ほども触れましたが、私ども教育委員会では「心豊かでたくましい児童生徒の育成」を
目指しております。もう少し噛み砕けば、他の人の痛みがわかる、あるいはいろんな障害が
あってもたくましく生きていける。あるいはその為に必要な基礎的な学力、これらを身につ
けさせることだというふうに思っております。ですから、私が1回目の学区再編の検討委員
会で挨拶の中で申し上げた教育効果というのは、こういった内容だというふうにご理解いた
だきたいと思っております。

これらにつきましても、100人の方に聞けば100人ともおそらく、豊かな心が一番、
あるいは学力、それぞれ見解は分かれるものだと思います。であればあるほどこういう委員
会で、具体的な議論をしていただくと、これが必要だろうとこのように考えているところ
であります。

委員会の答申が出たらそれをどう扱うかというお尋ねでありましたが、私どもで委員
会を構成し、委員を委嘱をお願いしているわけでありますから、そこで出された答申は私
どもとしては最大限尊重をしなければならない、このように思っております。

それで、この検討委員会の目的であります。ご承知のように私どもの市内でも少子化が
進んでおります。既に随分と進みましたし、今後も進むという見通しであります。一方旧3
町が合併いたしましたして、南魚沼市が誕生して3年になろうかというところでありませ
う。かつてはそれぞれの町の境があったわけでありましたが、今はそれがなくなったのであり
ますから、こういう状況においてそれぞれの学校が今後の子供達の減少を踏まえた中で、ど
のようなまきに教育効果を期待しているか、そのためにはどうあるべきか。

この委員会を設置した目的としましては、必ずしも統合を進めろということではありませ
ん。現在の学区の状況で、何か問題があるのかないのか。その辺のところから検討をいた
だいて、そして教育効果を上げようとしたときにはいかなる方策を取るべきか、というところ
を検討いただこうということでありませう。

そういうことでありませうので、この委員会では具体的には、例えば1学級何人ぐらい、あ
るいは一つの学校としてみたときに1学年の学級数、1学級でいいのかというふうなことも
検討いただきますし、また通学距離、交通機関等々を考えますと、また冬、豪雪というふうな

ことを考えますと、仮に統合しようとしたときも、どの程度の通学時間・通学距離というものを上限に考えるべきかというふうなこともあろうかと思えます。

そして議員もご指摘でありましたが、それぞれの学校はそれぞれの地域と密接に関連して教育を行ってきたわけでありますから、そういう地域性というものをやはり考える必要があるだろうと、こんなふうなことから今申し上げたようなことを検討していただくという考えであります。

そして検討の期間、結論はいつごろまでにということはお尋ねがありましたが、私どもとしては来年中、20年の年内。20年度ではなくて来年12月までには答申をいただきたいものというふうに考えております。

それから学力テストの件であります。学力テストの採点は学校の先生が自分でやるべきではないかと、こういうお尋ねでもありました。今回行なわれましたテストは文化省がそのように設計したわけでありますから、やむを得ないわけでありますが、学習の到達度を見るのとあわせて生活習慣等々の相関、関連性も分析しようというふうな目的で行なわれております。

こういうテストを学級担任が自分ですべて採点するということは、非常に負担でありますし、あるいはまた採点基準、特に記述式の問題に対する答えというふうなものに對しましては、採点基準が多少、何と言いますか幅が出てくるおそれがあるというふうに文化省は考えたのではないかなと。これは想像であります。

そんなこともありまして、もともと文化省が委託で採点等々やろうということでスタートしたテストでありますので、特にこのことについての感想を、ということではありますが、私どもとしては特に申し上げるような感想は持っておりません。

それから、6月の答弁の中で1回のテストで学力なんてそう測れるものじゃないとこういうふうな答弁を私はしているわけですが、この趣旨は1回のテストで出た成績で比較することには無理があると。こういうふうに申し上げたかった部分であります。

どんなテストであってもテストをやれば、そのテストの中での順位、学力というのはこれは測れます。その学力が果たしてその子の学力全体を現しているのかどうかという点では疑問があると、このようなことで申し上げたものであります。ですから今回のテストでも当然のことながら、このテストでねらった学力の測定はできるわけであります。

今回のテストは小学校6年生、中学校3年生全員を対象にやっております。全員を対象にやるテストというのは、一般的には必要ないわけでありますが、なぜ全員対象にやったかということで考えますと、その子がどこでつまづいているか、どこまで習得しているか、そういったことを測ろうという目的があつたということに私は理解しております。

そうしますと一人一人のテストの結果は文化省が集計いたしますし、各学校にそれぞれの内容が通知されるわけでありますので、各学校ではあるいは各学級担任は、この結果を見ながら自分のクラスの、学校の一人一人の子供達の到達度、どこでつまづいているか。そういったものを確認したうえで今後の指導に生かしていくことになるだろうと思っております。

3点目であります、人権の確立の関係であります。この地域でどこまでそういう深刻な差別問題があったかということについては、私も正直のところよく理解しておりません。把握しておりません。しかし、例えば部落差別、外国人差別、あるいは特定の病気に対する差別、これらがあったことは事実であります。そして今になってみますと、それぞれそれが、いわれのない差別であったということもまた明らかであります。

先ほどの話ともちょっと関連してまいります、自分と違うもの、大多数と違うものを差別するというこれは、子供の世界で起きているいじめと構造的には全く同じであります。そして大多数の人たちは、自分がそういう差別やいじめには加担していないというふうに思っているわけではありますが、いじめの問題で識者がよく言われますように、直接加担しなくても傍観しているだけでいじめを助長しているのだと。無関心がいじめを助長すると。こういうことではありますが、この差別人権問題についても同様であります。

したがいまして私どもは、いじめの問題で子供達に指導しますように、この人権問題、部落差別もそうであります、外国人差別もそうであります。特定の病気に対する差別もそうあります、そういった差別を自分がしないというだけではなくて、もっと皆が関心を持ってそういう差別を生み出さない、そういう社会を作っていかなければいけないと、このように思っているところであります。

教職員に対してこういう指導はどうなっているか、ということであります。今ほど申し上げましたように、私どもは学校で子供にいろいろなことを指導するわけであります。豊かな心とか、たくましく生きる力とかというふうなことも指導しているわけであります。そういう教員が、実は自分の心の中にある一定の者に対する差別というものを持っているとしましたら、これは非常に大きな問題であります。したがいまして部落差別の問題に特化してということではありませんが、すべての人権問題にもっと敏感になろうというふうな観点での指導は、それぞれの学校、あるいは県教育委員会、あるいは市教育委員会、それぞれが自分の責任でやるということだというふうに理解しております。以上であります。

岩野 松君 再質問させていただきます。

1 自立支援法で障害者は救われるのか

自立支援法に関して、市長もこの今の自立支援法がすべていい法律ではなかったと。改正されるべきだと考えているという答弁をいただきまして、ぜひ、そういう方向で県や国へも上げていただきたいというふうに思っております。それで、特に今回のこの法律の中での非常に一番大きな問題は、応益負担が重くなるというふうに先ほど私が言いましたように、ここでは家族介護の方が多いです所以说いますけれど、それでも退所者やそれから利用制限をされている方は絶対皆無であるということではないし、困っておられることも事実であります。

共産党の国会議員団が先日、舩添担当大臣と、そのことで事前にそういう患者やそれから障がい者、そういう団体の方々といろいろなことをお聞きしながら、それを持って交渉いたしました。その中でも厚労省は十分検討するという答弁をしております。だから、来年度ま

でというか、改正される方向が見えるのかなという思いはありますけれども、やはり自治体も、それからもちろんこういう関係者も、そういう声を上げなければならないというふうに思っております。この南魚沼市でも、そういう方向に向けた組織も生まれているというふうに聞いております。ぜひ、そういうことも応援していただきたいと思っております。

それで具体的なことでちょっとお聞きしたいのですけれども、その入所している方から、「もうあなたは」というふうに言われてそれこそ本当にぶったまげて電話をいただいたのです。そこへ入っておられる方、ほとんどの人は、特に親御さんなり家族の方は、その入所施設がずっとみてくれるという思いでおられたようだけれども、この自立支援法ではそれは不可能になるのかなという感じがします。

今ここで関係のある「八色の里」や「まきはたの里」などでも、2割ぐらいはここにおれなくなるだろうという言い方をしておられました。じゃあ、待機者がおられるのですかと言ったら、いや、そんな人の数はないと。だから経営も大変になるんだということでありました。

確かに施設へ入っている方は、通所の人たちよりまた重いのです。それでこの市で策定した障害者計画によりますと、先ほど言ったように共同生活介護施設だとか共同援助施設というものを設置するというふうに書いてありますが、そこに行く通所の扱いになるのかどうか。それからそこにお世話する方は1人か2人の方が、というふうに書いてありますけれども、障がい者の人は非常に人とのコミュニケーション 特知知的障がい者、精神障がい者は、人とのコミュニケーションが大事なのです。それを、やはりかなえてもらいたいと。

ただ夜だけ、今すぐできななかった場合は夜だけそこにあれして、今ある八色の里やそういう所へ昼間通所するというようなことも考えておられるようなこともお聞きしましたけれども、夜だけ面倒をみるのだから臨時の方でもいいじゃないかとか、その方がくるくる変わるとか、そういうことでも困るといのが当事者たちの声でした。ぜひそこは、もしそうなったとしても考慮していただきたいという思いであります。

そしてさっき言いましたけれども、通所になれば1割負担、もしなればあれですけれども、負担が重く押し掛かってくる懸念になるのかなと。今は入所施設の方は障害年金内で何とかできるという施設の配慮から、そういうかたちで維持できているというふうに聞いております。それがそれ以上のまた負担が増えたり、そうなればとても困ると。障がい者を持っている方が高齢者がいないばかりでもないし、二重の負担の方もおられます。本当に介護保険制度ができることによって、介護されている方ですから介護保険制度に適応の方も、障がい者ですけれども、今まで重度だと認めながらそういうかたちで認知されていた障がい者に対する思いを一把絡げるような方向性だけは、私はやめてほしい。特に今、精神障害ではそうやって通所になり、その人たちとの思いが通じなくなったりすると、引きこもりになる。それが今度、大きな事件を巻き起こす結果もないばかりではないという懸念をされております。そういうのも含めて、ぜひ市長のそういうことへの態度を、もう一度お聞かせください。

2 教育について

それと教育についてなのですから、学区再編については来年12月までに答申してもらい、それに基づいてということでもありますけれども。やはり、この2回目の委員会の中では、何を目的にするのかということが随分出たように聞いております。学校が地域からなくなるということは、拠り所がなくなるという、地域の人にとっても大きなマイナス点になるということも地域性としてはあると思っております。

それで、そこら辺は非常に教育長は配慮されているな、という答弁をお聞きしておりますけれども、私はこの再編によって、豊かであつた、他人の痛みがわかる、全くそのとおりであります。それでお聞きするのですけれども、相当教育をずっとやってこられた学校の先生にちょっとお聞きしましたら、あまりに大きな学校の生徒さんは、特にわからない授業とか、本当にきちんとした学力というのが付きにくいというようなことをお聞きしました。

だから、1学年2学級あつた方がいいという基本みたいなのが出て、競争原理のなかに押し込められるような方向性になると、そしてその地域から学校がなくなるようなことになると、私は大変なことになるなという思いです。本当の学力が付いているのはむしろ、小さい学校からこられた、小さい学校で育てられた自然の中の方がという言い方を、本当にベテランの先生方はよくおっしゃいます。そういうことも委員会の中では配慮した方向を持っていただければというふうに思っています。

2番目の学力テストの問題ですけれども、最初から委託だったということ、私がうっかりしていたということもありますけれども、確かに1回だけではそういう教育長の答弁は正しいと思っております。しかし、来年からも続ける、そうなったときにそれに対する文化省の方針というのはどうなのか、もう1回お聞かせください。

その答案用紙は各学校に返ってくるのか。そして本当の意味での問題点やそういうものは、どこでそれをするのか。ただ文化省はデータの的にそれを見るためのテストなのか。それに参加した委員の学者先生たちでも、非常に問題があるし、今回の今年された試験内容が必ずしも100パーセントよかったというふうに言っていない人も多くいるように聞いております。私はこれによって序列ができたり、本当の学力が上がるのかということは懸念しておりますし、私はぜひ、やめる方向をとっていただける運動をしていただきたいというふうに思っていますがいかがでしょうか。

3つ目は、人権を中心に置くと教育長がおっしゃったとおりなのですけれども、確かにこの地域では部落差別とかそういうものは非常に希薄ですし、そういう学習会なりがあつたというふうに聞いておりますが、出られた方も知らなかったとそういう先生からの発言もあります。ただ、県内でも地域によってはまだまだそういう中で生活して、重く押し掛かっている所もないばかりではないということでもあるようです。全体的にみるとこの部落の問題は、私は、終えんというかももう終わらせる。むしろ本当の意味でのいじめだとか、そういう意味での差別のほうが大きく押し掛かっているのではないかと思います。文化省の政府の方ではそれに対しての、もう終わりにするというような方針が出ているかどうかもお聞かせください。

市長 再質問にお答えいたします。

1 自立支援法で障害者は救われるのか

障害者自立支援法については、相当やはり不備があるというか、理念はいいのかもわかりませんが、不備があるということ。そういうふうには私は認識しておりますので、あらゆる機会を通じてやはりきちんとした改正。いい方向に直してもらおうような運動はしていかなければならないと思っております。議会の皆さん方からも、それぞれ意見書を上げるなり何なりの対応をしていただければ、これはありがたいと思っております。

個々具体的なことのご質問につきましては、もしお答えが必要であれば担当課長から話しますが、具体的にこれはどうだ、あれはどうだという部分については、ここでは特別お答えしなくてもいいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。あとは教育長に答弁させます。

教育長 再質問にお答えいたします。

2 教育について

学区再編の関係であります、いろいろなご意見の方がおられます。議員がお話を伺ったベテランの教員の方はそういう考えであります。また、それとは別の考えをお持ちの教員の方も、当然おられます。

ただ、一般論で申しますと、大きな学校になりますと一人一人に対する目配り、気配りがどうしてもおろそかになりがちだろうということは言えると思います。ただ、大きな学校になりませんと、例えば中学校の場合なんかはそうですが、それぞれの専門教科に複数の教員を確保するということが難しいということもまた事実であります。

そして、それぞれ大きな学校の保護者と小さな学校の保護者というのは、自分が抱えている問題点がそれぞれ違うわけでありまして。例えば大きな学校の保護者が一番心配なのは、心配される場面としては、生徒指導の場面で一人一人に目配り気配りが十分できないのではないかとこのようにいうことを心配されます。

一方、小さい学校の保護者の方はそういったことは自分の学校では心配がないわけでありまして、自分の学校生徒数が少なくて子供達がやりたい部活ができない、というふうなことを非常に心配される。

ですので、それぞれがそれぞれのお考えがあるわけでありまして、そういった方々から委員に参加していただいているわけでありまして、今ほど議員からお話のあったそういうことについても委員会できちんと議論をしていただくという考え方でございます。

それから学力テストであります、文化省の方針あるいは今年のテストやり方、それぞれに専門家の間でも意見が分かれていることは私も承知しておりますが、このことに対して私どもの立場から、やめてくれとか、こういうふうには直してくれとかというふうなことを申し上げるつもりはありません。

ただ、市町村の教育委員会は市町村の教育委員会で連合会を持っておりまして、都道府県の教育委員会段階での会議もありますので、そういったところでこの今回のテストのあり方

が、本当によかったかどうかということの検証はしていくことになるかと思ひますし、もしそうなればその際には自分の考えを申し上げたいというふうに思っております。

3番目の人権であります。この部落差別がここでないということはないのであります。例えば管内にもいくつも県立高校はありますが、この中で「穢多死ね」とか、そういった落書きを現実にやっているわけであります。私どもが知らないだけで、そういう差別というのは現実に生きてると、行なわれていると。このように私としては考えるべきであろうと思ひます。

ただ難しい問題でありまして、先ほども申し上げましたが、ほとんどの方はこの地域ではもうそういうものはなくなっているなど、こういうふうに思っておられると思ひますので、それが底流になって無関心というふうなことにまたなっているだろうと思ひます。

この地域の子供がこの地域だけで生活していれば、こういうことに関連してのトラブルに巻き込まれる確立の危険性は比較的低いのかも知れませんが、よそに出たときに十分な知識がなくて、考えがなくてうっかりこのようなことを口走ってしまったために、大変なトラブルに巻き込まれるということもまた懸念しなければならないことだろうと、私は思ひます。したがいまして、現実にここでは具体的なそのトラブルとなって現象化していなくても、各地でトラブルを引き起こしている課題でありますから、十分な教育をする必要があるだろうというふうに思ひます。

また、一方私どもも、実際自分の問題としてこういうのが降りかかってきたときに、自分が果たしてどういうふうに行動するかなということも、自分自身に日頃問いかけていくべきだろうと思ひます。部落差別だけに限りません。例えばすぐ隣にある日、見知らぬ外国人が住みついてきたとか、ハンセン氏病ですとかエイズですとかいう、病気をお持ちの方がすぐ隣に、近所に越してきたとかというようなときに、私たちは果たして本当に一人の隣人として、友人として本当に付き合えるか。そのようなことも自分自身の問題として考えながら取り組んでいかないと、表面だけの、なんといいますか、自分はそういう、いわれのない差別なんかしないんだということだけでいってしまひますと、本当の理解には立ち至らないだろうとこのように思ひるのであります。

すべて差別を受けてきた方々というのは、差別をされても仕方がないという理由なんか全くなかったわけでありますから、私どもはやはり繰り返しなりましたが、ひとりの人間として憲法が保障していますように、基本的人権が十分に尊重されるように、ひとりひとりが自分の生き方をまた振り返ってみる必要があるとこのように考えております。

なかなか明快な答弁になりませんけれども、そんなことだろうと、このように思ひます。

議 長 ところで局長より発言を求められているので、これを許します。

議会事務局長 質問通告文に1カ所訂正がありますので、10ページを開いていただきたいと思ひます。10ページの大きいタイトルの2の方です。コールセンター進出。この中の括弧2、県の支援1億円の「意味」となっていますが、「中身」に訂正願ひたいと思ひま

す。以上です。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時20分といたします。

(午前12時10分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時20分)

議 長 一般質問を続行いたします。質問順位4番、議席番号13番・阿部久夫君。

阿部久夫君 主要道路や畦畔に緑を

それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は、主要道路や畦畔に緑をとということではありますが、要は除草剤をまかないでいただきたいというようお願いの一般質問でございます。残念ながら私の地域におきましても除草剤を散布している方がおります。私もそういった方をみますと、正直に言って注意をいたします。しかし法律でべつに決まったわけではありません。やはり今一番の問題は、食の安全・安心。そうした観光客やよその消費者が見たとき、赤くなっている畦畔や道路を見たときどう思うかといったときは、果たして本当にこの地域が安心な米づくりをやっているのか、安心な野菜づくりをやっているのかということ非常に今疑われています。また、私の地域にも最近、観光客が来た中でいろいろと結構地域を見ながらそういう話をしています。

そういったことで、なんとかこの南魚沼市からは真っ赤な畔や道路にならないようにということの思いで一般質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

今、環境問題、要は食の安全・安心が新聞やマスコミ報道に取り上げられない日はないほど、本当に世間からこの食品の安全・安心に対しては注目されております。環境に対しては地球温暖化問題、食に対しては中国からの残留農薬問題、アメリカ産牛肉のBSE問題など多くの課題もあります。とりわけ食料の輸入に関しては、日本政府の安全対策に強く取り組んでいることはもう承知のことと思います。

しかし国内におきましては、大企業による賞味期限偽装問題、食肉偽装事件など相次ぐ不祥事が発覚し、こうした地域、発生地ばかりではなく、まじめにやっている国内の同業者に与える風評被害というものは計り知れないものがあります。

そうした風評被害に対しては、単に食だけではありません。私たちの地域も地震の2度にわたる経験で、そういった風評被害は本当に強く感じているところでございます。もちろん南魚沼市の基幹産業は知れたことです。農業と観光であります。今まで約600万人近くの方がこの南魚沼市に訪れていました。年々減少し、今では約その半分の300万人といわれております。この地域に、こうした地震がある中越地方においても、まだまだでもこうして来ていただけるお客様が大勢おります。やはりこうして来ていただいたお客様から喜んでいただける、また安心して来られる、そういう地域づくりを目指さなければなりません。そういったことが一番やはり観光客の増加にもなります。農業の発展にも繋がっていくものと思っています。

先ほどお話ししましたように、道路や田の畔が赤くなっていると、そういうことをよく聞か

れますと、「いや、実はすみません。この地域は高齢者が多くなりまして、なかなか機械を使って除草をすると非常に厳しい状況の中で、やむなく除草剤を散布する方もおられる」と。「本当は仕方がないのですよ」と。そういったお客様に対してはそのような答弁をしておりますけれども、実際にその場所、その地域を見渡すと、おそらく本当に不安を感じているものだと私は思っております。

今、農業も非常にこの農地、環境保全問題等でもってとにかく地域を守って環境を良くし、そして米づくりをやっていくということは、これはもう日本の農政の中でも一番取組んでいるところでございます。しかし、こういった方がすべてであれば私はおそらくすばらしい南魚沼地域の観光や農業になると思いますけれども、残念ながら一人でも二人でもそういった方がおられますと、多くの本当にまじめにやっている方にも風評被害というもの必ずきます。やはりそういったまじめにまたこれからの米作りを目指す、観光のためにも、今は一体となってやる以上は、なんとしてでもこの地域から緑をとということを、私は強く求めていきたいと思っております。そういったことに対して市も全力をあげて取組んでいただきたいと、そう願うところでございますので、市長はどのような見解をお持ちなのか伺いたします。以上、壇上からの質問を終わりにいたします。

市長 主要道路や畦畔に緑を

阿部議員の質問にお答えいたします。この主要道路や畦畔に緑をとということですが、今、ご指摘いただきましたように、除草剤の使用によって道路や畦畔の土がむき出しになっている、あるいは草が赤く枯れているということです。こういうことで景観を損なうという現象は生じているところであります。そう多くはありませんけれども生じております。

ただ、この除草剤を使用しなければまた雑草が繁殖して病虫害発生の原因ともなるという、そういう対反する部分があるわけです。管内のJAでは除草剤の畦畔散布については、田植え前1回限り、そして以後は草刈を行うように指導を徹底しているところであります。また道路につきましては、国も県も私どもも維持管理、それから河川の維持管理、これも含めてですが除草剤の使用は一切しておりません。草刈で対応しております。

おっしゃっていただいたように、やはりこの魚沼産こしひかりというブランド日本一でありますけれども、これを維持していくためには当然ですが、この安全・安心をきちんと確保していかなければならないことだと思っております。

市内ではこの草刈がでも主流になってきてはいるわけですが、今、触れていただいたようにそういう部分では若干まだ見受けられるということでもありますので、これからもより一層この生態系の保全、あるいは景観形成、環境の保全とこういうことを目指して、除草剤の使用計画や管理、廃棄に関するマニュアル、これを作成して指導強化はやっていきたいと思っております。が、これも議員がおっしゃっていただいたように強制できるものではありませんので、市民の皆さん方からそういうことについてご理解をいただくという努力をしていかなければならないと思っております。

環境基本計画にもありますようにこの具体的なそういう取り組みについては、市民、事業

者、市この3者が、それぞれ日常の活動においてみずからその環境に与える影響を考慮しなければならない。そして環境に配慮をした個々の目標を設定して行動していかなければならないというふうに謳われているわけでありますので、極力そういう面にも沿って、市民の皆さん方からご協力いただけるように指導も含めた行動を起こしていきたいと思っております。

参考までに申し上げますと、この畦畔除草における除草剤使用と草刈の労力の差は、1ヘクタールあたり2倍だそうでありまして、結局草刈はそれだけ労力がかかるということでありますが、環境面そして食の安心、安全面からも含めて、このことは大事なことだと思いますので、先ほど申し上げましたように指導を、そしてご理解いただくようにまた努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

阿部久夫君 市長の今の答弁におきましては、これから指導していくという答弁をいただきました。私はこの一般質問に入る前に、なぜ今このような質問をするかというふうになったのですが、新潟日報の投稿欄に、80歳の方が「窓」に書いてあるのをちょっと読みました。たまたま東北地方に旅行に行ったら、本当に緑できれいになっていると。本当にこの地域はすばらしい米づくりをしているのだなという、80歳の方がそういうふうに驚いて投稿して新聞の記事に載っていました。

たいしたものだなと思って、私もそれを見て何とかこれはうちの地域にも。やはりこういった赤くなっている姿を見ますと、何とかこれはどこかで質問をしなければいけないかなということでもってさせていただきました。

私もいろいろな役員をしています。そうした中でやはり米の安心、安全というものは、一つのいくら特別栽培米、減農薬等々をやっている、実際表向きのそういう姿を見ますとなかなか本当にやっているのかなという不安を抱いてくるのは、私ばかりではないと思っています。おそらく執行部の皆さん方も、本当は全部そう思っているのではないかと考えています。

隣の上越市もそのことに関しては、それこそ畔に緑をとということでもって取組んでいるJ Aでございます。そうした中で上越市の方へ視察に行き、やはりところどころ赤くなっている姿を見ますと、指導がちょっと足りないのではないかなというふうに感じてきました。

私たちのこの南魚沼市におきましてもやはりJ A等が真剣になりまして、魚沼米憲章というものがちゃんと載っているわけでございます。「高品質・良食味米」の維持向上のための10か条。それと「安全・安心の米づくり」に向けた5か条と。そういった中でも強く提唱されております。

今までは、そういった畔に緑をなどということはおそらくあまり考えていなかったと思うのですが、今は、安心、安全の対策ということで、どの地域でもやはり取組んでいるものだと思います。ですから東北地方におきましても、米どころの生産地でも、そういったやはりきちんとした取り組みをやることによって、この一つの小さな新聞の記事においてもちゃんと見る人は見て、ちゃんとそういったところはいいのだよと。安心されている地域ですよという我々でさえこうブランド米、日本一のブランド米などと言っているが、そういう

ふうに言われていることで本当にやはり残念でもあると思っています。

私がこういった質問をしますと、自分でも首を絞めるようで大変難儀な面もあるのですが、やはりこれからは一人ひとりがきちんとした対応をして、そして自分の作った米は自分で守ることが一番大切だし、これからもやはり米の自給を伸ばしていくことも一番大切ではないかと私は思っています。

先ほど市長も、今後、指導をしてまいると。これはもう私は当然のことでありまして、また指導をしていただかなければならないと思っております。やはり市とJAが一体となってちゃんときちんとした指導をしていただきたいと。ただ、ただ、指導をしていくだけではだめなのです。やはりそれ相当のきちんとしたアイデアとかそういったものを出して、市のきちんとした態度等を、またいろいろな市報等であろうが、もしくは時と場合によっては厳しい言い方をするかもしれませんが、一つの条例案というものもやはり作って、そして南魚沼市の米づくりはこうしてやっていくのだということが、私は一番大切ではないのかなと思っています。

なかなか指導をととは言ってもやはり末端までは、指導をしたからと言って、そういうことをしたからと言って、すべての法律が決まったわけではありませんけれども、それぞれのわかりやすくそしてちゃんと対応をしていただきたいと思っておりますけれども。そういった市報の掲載やまた条例については、市長はどのようにお考えを持っているのか再度お聞きいたします。

市長 主要道路や畦畔に緑を

再質問にお答えをいたします。東北地方ということではありますが、私も先般ちょっと宮城県の方も見てきたわけではありますが、確かにその非常にきれいに畔の草刈もしておりました。それを見るところではやはり除草剤をまいたというような形跡はほとんど見受けられない。しかし若干こう話を伺いますと、農地の集積が進んでいるところはきちんとそうなっています。やはり棚田とまでは言いませんけれども、ほ場の小さいところとか農地の集積の進まない部分については、やはりどこも同じであります。上越も今おっしゃっていただいたように。農地集積が進んでやっておられるところはそういうことになっておりますけれども、そうでないところにはやはり見受けられるということでもあります。ですから投稿されていた方もその部分だけ確か見てきたと、確かにきれいです。

そこでそういうことも含めてですが、「農地・水・環境保全向上対策」あるいは「中山間地域等直接支払い制度」というこういうこともうまく利用していただきながら、個々ではなくて地域全体でそういうことに取組んでいかなければだめなのだろうと思っています。

条例にはちょっとこれは馴染まない。これを条例で禁止するということはちょっとこうでき得ることではないなという気がしておりますので、ここは条例化ということは考えてはおりませんが、広報等を通じて指導強化をしていくということでひとつご理解いただきたいと思っております。

阿部久夫君 もう1点だけではお願いしておきたいのですが。私も時々、振興局の方に

顔を出しに行くのですが、この魚沼憲章に対して「どのような反響がありますか」と聞いたところ、「いや、結構大規模農家の皆さん方もだいぶ理解していただいている」というようなお話をいただきました。だいたい全体的に75パーセントから80パーセントの方はおそらく理解しているのではないかな、というようなお話をいただいて安心はしているのですが、そういった若干まだ、少ないそういった人のために、いろいろな大規模農家の皆さん方、一生懸命取り組んでいる方にもやはり影響があるということでもって、できるだけ100パーセントに近づけるように県の方からも強い指導をお願いしますというようなことを言ってきました。やはり市、県、JAと一緒にまた取り組んでいただけるよう、お願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。

議長 質問順位5番、議席番号5番・山田 勝君。

山田 勝君 それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。2点についてこの度は伺います。木造住宅耐震改修補助事業の制定を。もう1点は高齢者介護ボランティア制度の実現を、という2点であります。

1 木造住宅耐震改修補助事業の制定を

1点目から伺いたいと思います。「本当にひどい状況だなあ」というこのストレートな言葉。先日、被災地柏崎へ復興作業に通っている友人から聞いた感想であります。最近では中越沖地震の報道も非常に量が減っておりまして、次第に意識が失われていくような感がありますが、現地では倒壊家屋の片付けもまだ終わっていないし、復興復旧はまだまだ大変だろうなとそういう状況であります。

中越地震の際も川口町をはじめ、多くの家屋が倒壊しました。市内でも実際にその浦佐スキー場下、五日町など悲惨な状況を体験してきているわけですが、天災は忘れたころにやってくるのはずが、忘れる前にこの中越沖地震が発生しました。時間が経つにしたがい、柏崎の様子は当初、上空からは屋根だけを写しておりました。全くつぶれてしまった家屋がいたるところで見られた。そしてその後、カメラが地上に入りまして次第に生々しい倒壊現場を画面に伝えてまいりました。

地震発生 of 少し前に私はたまたま研修がありまして柏崎図書館に数回通っておりました。その際ちょっと時間がありましてえんま通りとかそして路地の方を散策しておりましたので、それらの報道が非常に身近に感じたところでもあります。

日本木造住宅耐震補強事業者共同組合という組織があるそうでもあります。そこによりますと現在、日本には耐震強度的に1,000万戸を超える既存不適格住宅があるとされています。そこでのデータの紹介になりますけれども昨年調査したところで、木造の在来工法2階建そういった建物について、これは建築年度に関係ない情報ですが、震度6強で倒壊の可能性があり耐震性に不安があるとされているのは83パーセント以上にのぼるとされています。

そして次にちょうど切り替えとなります昭和56年5月以前に着工したものについて特定しますと、96パーセントとほぼ全部倒壊の可能性があるとしております。間口の取りかたとか広い家が倒れやすいとか細々データはあるのですが、要約しますと昭和56年以前の建

物はほぼ全部が、そしてそれ以降でも倒壊不安な建物が非常に多く存在するという、こういう調査結果をしめしております。

南魚沼市の木造住宅耐震診断の申請状況であります。昨年は18件、本年に入って120件を予定しているところをいまだ9件、あまりにも少ないと思います。補助の条件をみますと最大規模の建物であっても10万円の費用のところ、個人負担は2万円で済むという非常にその有利な条件ではないかと思っております。であるのにあまりにもその応募者が少ない。この点をどのように分析されているのでしょうか。そして市内の木造住宅の実態、建築年、件数そういったものはどのように把握されているのでしょうか。

次に耐震改修工事ですね。次は診断が終わりまして工事の方ですが、現在、国と自治体が7.6パーセントずつ補助するとしているようです。先ほどの組合の調査結果では全国で耐震補強工事をした9割以上が、そういった制度を利用できなかったとしております。原因としてその制度が使いにくかった。またはその制度自体が3割以上の自治体で用意されていなかった。そういうふうに述べております。実際に南魚沼市はその補強工事に対する助成制度がないのであります。

私は南魚沼市が中越地震の被災地でありながら、そしてその後3年が経とうとしている中で、耐震改修助成制度がないといったことが理解できないのであります。確かに市の財政は厳しいものがあります。しかし、多くの地震災害の復興支援をいただいている我が市であります。こういう自治体でありながらその制度がないというのは理解できないのであります。

そして家屋の倒壊を免れてこそ、次の防災活動があるはずです。今までその制度を設けなかった理由と今後の方針、考え方。それから先ほどの耐震診断の利用状況が非常に少ない点の原因分析について伺いたいと思います。

2 高齢者による介護ボランティア制度の実現を

2点目に入ります。6月の定例会でも介護予防の充実を、と質問させていただきました。私の願い、考えは、皆さん同じでしょうが、医療費をかけずお年寄りがいつまでも元気で過ごしていただける。そしてさらに地域のコミュニティーが向上するというところであります。現状では超高齢化社会を迎える中で介護保険制度が定着をして保険総費用は年々増加の一途であります。また介護を要するお年寄りの社会的収容力は不足の一途であります。一人暮らしの老人の増加や歩行可能区域内の商店などの消滅によるコミュニケーションの不足が発生しております。こう言って数えあげますと、高齢者介護の面では不安材料だらけと言わざるを得ません。

そんな中、ほんの先日9月1日ですが東京都稲城市で介護支援ボランティア制度がスタートしました。平成19年から稲城市長が厚生労働省に働きかけ、同世代の助け合いで給付抑制を目指すとして、高齢者が介護保険施設などでボランティア活動をいたします。そうしますと一定回数以上参加した場合、介護保険料を最大5,000円控除するという「介護支援ボランティア控除特区」を申請しておりました。それが本年5月にその提案主旨が認められまして、その特区が全国対応となり稲城市が全国に先駆けて9月1日よりスタートしました。

厚生労働省老健局介護保険課よりの通達文であります。多くの高齢者の方々が自ら介護支援等のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり介護予防に資する。介護保険制度における地域支援事業を活用することで、その活動の支援を行い取り組みを行う施策の普及推進を図る。概要としましては、地域でボランティア活動を取り組む高齢者の活動実績をポイントとして評価をしまして、そのポイントを介護保険料や将来の介護サービスに利用できる。また、ポイントの使い道は工夫次第で介護予防に役立つなどさまざまな取り組みに広げること考えられ、結果的には地域の活性化につながると。

制度の目標としまして高齢者の介護予防の充実、2つ目に住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動の促進、3つ目ににぎわいにあふれる地域づくりなど同時に実現することができるということでありまして、工夫次第で元気な高齢者が地域に貢献できるようなさまざまな取り組みを推進しております。非常にすばらしい制度だと思って関心いたしました。

ほかの自治体がやっているからやるというわけではないのですが、やはり先進地に学べという気持ちは必要だと思います。スタートしたばかりなのでその成果、効用の検証はまだできませんが、ボランティア本人の地域貢献意識が高まる、本人の介護予防に効果が当然期待できると同時に地域とのつながりにより、体の弱い高齢者への生活不活発病予防の効果が期待され、結果として介護給付の減少についても十分期待が持てると思います。そして助け合いという地域コミュニティにも資するものと考えられます。

市の高齢者保健福祉計画の目標である高齢者の自立と心豊かな生活を地域で支えあう町、この実現のためにその目標を具現化した制度ではないかと思うのであります。現在やっておられるボランティアの方々のさらなる活動と、そういった制度によって新たに個人でもどんどん参加できる、そういった窓口を広げるためにもこういった制度制定について検討することは十分価値があるかと思えます。財政もそうですが市民協働の精神によるいきいきとした南魚沼市の構築に向けて、市長の見解を伺いたいと思えます。以上、壇上からの質問を終わります。

市長 山田議員の質問にお答えいたします。

1 木造住宅耐震改修補助事業の制定を

木造住宅耐震改修補助事業ということでありまして。これは前段といたしますか議員からいろいろお話いただきましたように、耐震その診断の方の支援事業は実施しているところでありますが、ご指摘いただきましたように18年度は18件、19年度は今のところ9件ということで想定より非常に少ない。ここが問題でありまして、議員からおっしゃっていただいた、なぜすぐにこの改修の方の補助事業も設けなかったというこの点でありますけれども、掴みようがないわけでありまして。この診断をしていただいて、そしてではやらなければならないところはどのくらい本当は本来あるのか。あるいはご本人の希望がどうあるのかという部分をちょっと掴まないと、ただただやみくもにでは補助が何パーセントでどうだ、どういう工法でどうだというそれも方法すらわからないわけですので、これはきちんと耐震診断をして

いただいた上でないとこれはなかなかきちんとできない。

ただ、県内では、上越、新潟、長岡、柏崎、十日町この5市がこれを実施しているよう
ありますけれども、利用状況が新潟、長岡、上越で昨年度で全部あわせても37件。柏崎、
十日町では今年度からで現状ゼロなのです。十日町もあれだけの被害を受けたにもかかわらず、
改修についての補助事業採択というか申請がゼロということだと思っております。ですので
何かやはり問題はあるのだろうと思っております、今後はそういう部分も調査をしながら、
市にこの改修についての補助制度が必要なのかどうかということも考えあわせながら検討は
進めたいと思っております。

財政的な問題も当然あります。実態的なことは把握しているかということではありますが、
これは木造住宅が何戸とか非木造がどうかということ、もう税務の方できちんとおさ
えてあるわけですが、では建築年度がすべての家が何年であったかなどというのは、ちょっ
と昔のものになればわからない。今のものは全部つかめますけれども・・・わかりますか。
とてもわからないですね。この家は何年に建てた、この家が何年に建てたという実態把握は
ちょっとできていないということです。

さてそこで、これはちょっと余談になりますが、今話題になっております「天地人」。この
本を読みますと上杉家が伏見の方にいわゆる屋敷を建てているわけですが、伏見の大地震と
いうのが1500年代にあったわけでありまして。その際にはやはり雪国仕様で造ってありま
したので、その上杉家の屋敷はそう大きな被害にならなかった。周りはまあ全部倒壊したと
いうような記述もなされております。

それから今の柏崎市のこの現状につきましては、ここがやはり雪がそう積もらない部分で
ありますし、屋根が全部瓦 海岸沿いということでありましょう。そういうことの中でこ
れは被害が大きくなったということは想定にかたたくないところであります。私たちの、今建
てている部分はどうかわかりませんが、昭和56年以前の部分についてはやはり相
当雪国仕様といえますか、柱も梁もそして筋交いも相当強固にできておりますので、例えば
今の中越沖地震のようなものが私たちのところへ直下の的に襲ったとしても、柏崎市ほどの被
害にはならないのだろうという思いであります。これは思いだけ、わかりません。やってみ
なければわかりません。

それからもう一つツーバイフォーといえますか一体化して造る今の建築工法で、これは地
震の倒壊には非常に強いということだそうであります。倒壊にはです。周りのものは崩れた
りいろいろしますけれども、家そのものがあいうふう一度にばしゃつとつぶれるとい
うことにはほとんどならないということだそうありますが、こういうこともそれぞれ研究を
重ねながら、耐震改修についての助成制度が真に必要なかどうか見極めていかなければなら
ないと思っております。真に必要なということであれば当然ですけれども制度を制定したい
と思っております。

2 高齢者による介護ボランティア制度の実現を

介護ボランティアの関係であります。東京都稲城市の例といえますかこの取り組みをご紹

介いただきました。おっしゃっていただいたようにまだ本当に始まったばかりといいますが、
ですので詳細についてはちょっと研究をさせていただかないと、こういう方式がいいのかど
うかというのはちょっとまだ具体的な論評はできませんけれども。私たちの市内における今
のボランティアの活動状況でありますけれども、高齢者に係わる福祉ボランティアとしては、
介護施設での介護援助、あるいは在宅寝たきり高齢者に対する訪問介護、託老ボランティア、
それから在宅高齢者などへの話し相手の訪問。こういうことをやっております。それから介
護保険地域支援事業では、筋力づくりサポーターの協議会、あるいはふれあいサロンと。こ
れらをやっております、19年度の高齢者に関わるボランティアグループといたしまして
は、塩沢地域で11グループ288人、六日町地域が12グループで426人、大和地域で
は30グループで503人。この皆さん方がこの高齢者に係わるボランティアに参加をして
いただいております。

それから介護保険地域支援事業といたしましては、筋力サポーター。これは実施回数が4
06回で5,211人ご参加いただいたようであります。ふれあいサロンは人数的には掴んで
おりませんけれども836回開催をされているということでもあります。私たちの市はこの後
も社会福祉協議会、これは今ボランティアセンターを設置しているわけですのでこれとの連
携をしながら、現在実施している各種の無償ボランティアの活動を支援していくというこ
とでありますし、あわせて介護保健事業におけるポイント制度、これはやはり検討してみなけ
ればならないと。検討してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上
であります。

山田 勝君 1 木造住宅耐震改修補助事業の制定を

木造の耐震補強関連については少し正直なところ、市長の答弁にはがっかりしたところ
あります。市長はやはりもう少し「我が南魚沼市はやっているのだぞ」というアピールをし
てほしいわけです。そして先ほど述べたようにその利用状況が、利用する制度が悪いのかと
いうことで利用率が低いということは確認しております。

そして、ただそうだからといってほかの市はどうだという、ほかの市と比較する必要はな
いと思うのであります。ですから上越、長岡うんぬんという話はいただきましたが、我が南
魚沼市はこうするのだぞ、という市長のやはりアピールがほしいわけです。そしてその中で
耐震診断と改修というのをセットでアピールするべきであると思えます。

それから建物についての調査ですが、その56年を境程度のレベルでいいかと思うのです
が、やはりそういったことを防災関係として把握していないということは、防災意識がまだ
まだ不足しているのではないかと感じてしまいます。

そして耐雪型の住宅という話もありました。しかし、川口町は実際倒れております。確か
に柏崎は三寸五分という柱で値段も垂木も細いです。しかしやはり川口町、そういったこと
がありますし、特にこの地域の高床そして自然落雪、そういった構造は非常にバランス的に
悪いはずで、重心が片方によっております。それと積雪時はその落雪した雪が片側にのみ
寄っているわけです。そういったことから考えますとこの地域の住宅は安心だと考えるのは

早計すぎると思います。

そういったことで新聞の報道によりますと、国土交通省が来年、耐震改修促進費を増額することについて検討しております。そして補助費用も増額し、新聞の報道では、その自治体の補助分を全額地方交付税で算定しますよ、という報道を私は新聞で読みました。そういったことを考えますとぜひ、市長としてはこれをやってほしいわけであります。そういったことでもう一度考えをお伺いしたいと思います。

先ほどボランティアの紹介もいただきました。市内にボランティア団体が私の数えでは93団体、そしてその中に介護関係は60団体。そしてその60団体の中の延べ人数、重複もありましょうが約1,200人の方がボランティアに携わっておられるということも読み取りました。

そうではあります、さらに一歩進めてそういう制度で介護保険を軽減することができるとか、それだったらやってみようとか、そういう意識づけ。それからそのボランティアの団体の方々の組織をざっと見ただけですが、横のつながりがあまりなく、そして市の制度や機構の一部として活動、活躍されているのは確かに筋力作りサポーターなどは非常に市の一連の行事として、そしてそのほかそういう団体もありますが、ぜひその先ほどの制度をもう一度研究、検討いただいて、ボランティアの窓口を広げる。そういった意味で制定に向けて前向きな検討を願いたいところであります。市長の答弁をもう一度お願いします。

市長 1 木造住宅耐震改修補助事業の制定を

再質問にお答えをいたしますが、他市との比較という、これは比較ではなくていわゆる耐震診断のことはやっているわけですね。改修について今現在さっき触れましたように、上越、新潟、長岡、柏崎、十日町ではやっていますと。比較しているのではないのです。そしてその利用状況を調査したところ、新潟、長岡、上越で37件の利用がありましたと。柏崎、十日町では今年から始めましたけれども現在は誰も利用していない、ゼロ件であります。こういう実態があるということで、別に私どものところと比較したわけではございません。

そこで今、議員おっしゃっていただいた制度もそれぞれお話は伺っておりますし、その交付税措置というのが一番のくせものでありますけれどもそれはそれとして、私どもも実態的なものをまだ全部調査をしているわけでもありませんし、さっきおっしゃっていただいたように、その55年以前の分などというのはなかなかそこで線を区切って、どうだという部分はあるかもわかりません。けれども、個々の家についてこれはもう明治の何年に建てた、平成の何年に建てたなどということはとても把握できませんので、そういう実態的な調査はしてもおりませんし、なかなか困難だろうということでもあります。

そこでこの耐震診断については、これからもそれぞれイベント等のときにも含めて相当宣伝をして周知をしていくわけですが、なかなかその利用が進まないのです。これもおっしゃっていただいたように最高でも2万円ぐらいですか、負担をすれば受けていただけるのにないと。ただちょっとこれも余談ですが、私も自分の家は今基礎となるべきところは明治7年に建った家ですからもう140年も経っている。だけれども耐震診断を受けようなど

という気にはならないのです。なぜかという安心しているのです。私は、ですよ。ただ一般的な皆さんが自分の家が本当に地震が来たときにこれがどうなるのだという、そのいわゆるちょっと体の具合が弱くても病院に行かないのとそれと同じで、診断を下されるのが怖いという部分があるのかもわかりません。診断を下されると、これは危ないですよとか言われるわけです。そうするとではそのあとには例えば改修が付いてくるということになるわけですので。そういう不安を解消するためにも、議員がおっしゃっているようにその改修についても補助制度ということはよくわかります。さっき触れましたようにちょっと実態的なものをもう一回把握をしながら、これについてはやはり検討をしていこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

川口は確かにああいうふうになりました。ただ、私が申し上げたのはそういった大きな地震が来ようが家はそのまま正常な形になんか残っていません。間違いなく震度7、8なんていうものが来れば家は必ず傾いたりするわけです。ただ、瞬時にばさつとつぶれるとかそういうことにはいたらないので、いたらないというかいたり方が少ないので、人的な被害やそういうものはこの雪国仕様については少ないと、そういうことです。全然壊れないとか傾かないなどということは全く思っておりません。必ず何らかの被害を受けます。

例えばこういう耐震化をした永久建築物的なものであっても、想定以上のものが来れば必ずやられるわけですから。そういう意味で瞬時にして倒壊をして、そしてがれきの下になってその家族が圧死をしたとか、そういうことにはなりづらいということを私は申し上げたつもりであります。

ですので、当然ですがその安心・安全という部分も含めると、皆さん方からやはり自分の家のことについてもっと気を回していただきたいと思っておりますので、周知も含めてその改修の方の補助制度についても今、今年度策定を進めています耐震改修促進計画の中で改修の助成制度について、ちょっと検討していきたいということでありますのでよろしく願いいたします。

2 高齢者による介護ボランティア制度の実現を

ボランティアの件につきましてはおっしゃっていただいたとおりであります。それぞれきちんとまたその現状の把握、あるいは横のつながりがなくとかというそういうご指摘もありますので、その辺を精査しながらきちんとした対応をとっていきたいと思っております。介護保険料を減らせるような方向で本来はやっていかなければならないわけですので、またいろいろご指導をいただきたいと思っております。

議長 質問順位6番、議席番号21番・和田英夫君。

和田英夫君 それでは2点ほど質問をさせていただきます。

市行財政について

義と愛に生きた直江兼続公に心酔し、品格ある市政執行に取り組まれている市長を評価する一人であります。今回の質問もできるだけ品格を汚さないような質問をしたいと心掛けるわけでありまして。さて、今議会所信の中で市長は、今一度市の状況を厳しく見つめ直し、各

施策の検証を行い今後の進むべき方向を再確認したいと表明されました。賛成であります。

そこで大河ドラマ「天地人」については市内プロジェクトチーム・実行委員会をそれぞれ設置し、関係する米沢市、甲府市、あるいはまた NHK 等との協議・交流・視察を行いながら準備をされているようでありますが、6月議会で大河ドラマ「天地人」プロジェクト推進費641万5,000円、これは主に印刷製本費560万円を中心であります。加えて「天地人」関係の予備費として1,000万円が計上されております。

今議会でも同プロジェクト推進費887万8,000円、これはパンフレット代300万円、鎧・兜製作150万円、駐車場増設200万円、事業補助金として150万円が計上されているわけであります。市長が言われる地域振興と南魚沼市を全国に売り出す千載一遇の好機としての取り組みは評価ができるわけではありますが、市の財政の現状を考えたときに、先ほども議論がありましたが実質公債費比率との関係もあるわけでありますけれども。そういった中でこの「天地人」の関係についてある程度の上限枠、予算枠を考えての今後の対応か、プロジェクトチームあるいは実行委員会の協議内容にもよるが、出来高払い的という表現がいかかわりませんが、必要だと思うお金はこれからも使っていくのだという考え方を伺いするわけであります。

次に基幹病院との関連であります。学園都市構想が浮上し市長も積極的な考えを示しました。学園都市構想の実現の第一歩は国際大学の学部設置だとの考えを、6月議会一般質問の答弁で表明されたことは私も歓迎をするところであります。今回の総務文教委員会に、大学開講前に土地代の借り受けの金利充当ということで5億円、あるいは開講後の第二、第三の学生寮建設費として5,000万円というのを当時の町が支援をしていたという資料が出されているわけであります。当時「国際大学学部設置特別委員会」を議会に設置し検討したことを思い出すわけでありますけれども、そこに今回の総務文教委員会で総務部長いわく、実現には学部設置 当時ですよ 実現には難問が多く、また大学自身が学部を作る意志がない等で構想は下火になったというのを、総文の委員会で総務部長が話をされているわけであります。

そういった中で今後、市長は学部設置について検討を始めるということになると、大学の付近あるいは周辺地域を学部設置のための環境整備等で、地域の支援あるいは地元負担という課題が想定されるわけであります。今、財政シミュレーションの見直し、近々協議会で話があるようでありますのでこの辺の関係と、ではこれからの学部設置ということでのいろいろな負担等々を考えたときに、どのような考えを市長が今後していくのか。財政的な面でひとつご答弁をいただきたいと思うわけであります。

次に滞納対策でありますけれども、市長は「義と愛」のお気持ちか、厳しい今の滞納の現状に比べると、今までの答弁では温情的、やや消極的とも受け取れるわけでありまして、3月議会に私もこの辺についてもちょっと質問をした経過があるわけであります。市長いわく、例えば固定資産のかなりの額は非常に大口だと。そういうことでなかなか市の収入としてみられないというような答弁をされているわけでありますし、なかなかこれも全体的に難

しい問題だというような答弁をされておったようであります。

そこで総務文教委員会でも今回いろいろ資料を見ますと、滞納処分の手順は納付期限より20日以内に督促状を発送する。発送し12日目から差押ができる。しなければならないという法律上のくくりつけになっている。というようなことでの質疑があったようであります。

さらに総務文教委員長が今回の議会の初日に、滞納対策についてはなかなかぱっとした成果は上がっていないというような報告がありました。6月議会で私もこのことについての「差押さえをする事ができる」あるいは「差押えをしなければならない」この辺の質問をしたわけでありましてけれども、最終的には「差押えをしなければならない」との答弁の修正が表明されております。担当の徴税職員の認識がああ程度では、ということで非常に私は残念だったわけでありまして。

そこで具体的にちょっとお伺いするわけですが、滞納処分の手順として一般的には督促状発送あるいは催告書の発送、差押え予告、差押ということで実行していくわけでありまして、それぞれのこの段階でいったい誰が判断をし、誰がこの指示を出すのか。部長なのか、課長なのか、あるいは係長なのか。あるいはまたもうちょっとさかのぼって副市長からの指示なのか、これを伺いたいわけでありまして。

徴税職員というのは、今まで3月議会、6月議会でも議論してきたわけで、この辺の徴税職員というものがどういうものかということはおわりのわけでありましてけれども。滞納が発生をすると国税徴収法第141条によって滞納者がどんな人か、身辺調査、勤務先、所得、家族構成まだほかにあるわけでありましてけれども等々。財産調査これは不動産の有無、自動車の有無、銀行口座、生命保険の加入状況、あるいは住宅を借りている場合のその敷金等々。この辺の調査が認められた権限であるというふうに出ているわけでありまして。これは具体的に通告に出ておりませんので担当の係で結構であります。どの程度この 実 はされていると思うのです。されているわけですが 調査をされているのかお伺いしたいと思うわけでありまして。

私は今まで具体的には3月議会、6月議会とこの滞納対策について市長と議論をしてきたわけでありまして。私は全体的な庁内一体的な滞納対策がいいのだと主張し、市長はいやそうではないのだと。各課それぞれがそれぞれ内容がわかって効果的だと。こういうことでこの考え方としては平行線をたどってきたわけでありまして。これはそれぞれに市長は市長なりの考え方ですからそれは特に否定はしません。否定はしませんが、改めて言うまでもなくこの滞納対策は非常に難しく、しかも重要な課題であるわけでありまして、市長が今議会の所信で述べられているように再検証、滞納対策についても再検証する必要があると思うが、再度このことについて市長のご所見をお伺いしまして1回目の質問を終わります。

市長 和田議員の質問にお答えいたします。和田議員ほど品格を持った答弁ができるかどうかわかりませんが、極力努めてまいりたいと思いますのでよろしくお伺いいたします。

市行財政について

大河ドラマのプロジェクト推進の予算枠の関係であります。今ほどご指摘いただきましたように、6月と9月に補正予算の議決をいただいて本格的な活動に入ったところでありますし、なお実は中越地震の復興基金の方から1,000万円の内示が……1,000万円の補助といいますが、基金からのお金がいただけることになりましたので、これはまた予備費の方に使っていただくか、そこをいったん1,000万円にかえるのかどうかは別にいたしまして、その1,000万円枠が出てきたということだけは申し上げておきますけれども。

今、各部の中で検討結果の末、第一段の要望事項の取りまとめに入ったところであります。これから様々な要望が上がってくるわけですので、要望事項の可否を実行委員会で判定をしていくということでありまして。そして予想されるものでは、ハード面では展示物産館や生家、史跡の整備、駐車場、道路改修等そしてソフト面ではガイドボランティアの育成とか観光パンフの作成、土産品やもてなし料理の発掘。こういうものがある程度予想されますけれども、数え上げればきりが無いほど出てくるのだらうと思っております。

予算面でありましてけれども、そういうものについてすべて市でこれを実行できるという財政力はありません。ありませんので、その中で限られた財源をやはり有効に活用して対応していかなければならないと思っております。そのためにも先ほど申し上げました各部で十分検討していただいた上で、実行委員会で慎重に審査をし判断をするということでありまして。

そこで議員からご質問いただいたその出来高払いが予算枠かということは予算枠でいきます。ただ、追加的にぼんと出たものとか、すぐにやらなければならないものが生じたというときには、出来高払いといいますかその予備費的な中で対応して、後ほどまたきちんとしていくという方法を取るということもありますけれども、予算枠でやらせていただこうと思っております。

それからもう一つ甲府の今の風林火山の方で学んできたことでもありますけれども、関係する民間の皆さん方からの負担金の拠出も、ある程度お願いをして求めていかなければならない。それからさっき言いました県からの補助金も、できればできる限り仰ぎたいということでもありますし、それからやると決まった事業についてハード面では特に合併特例債を主にした優良債、これを優先して県と協議に入りたいと思っております。

その上限額がどのくらいかと言われましてもちょっとわかりませんが、とてとても5億円も10億円もどんどんやっていくなどということには、この市の財政力からみまるとなりませんので、一件ごとの是々非々を積み重ねていってどうなるかということだと思います。財政シミュレーション等も今やっておりますけれども、この中でもおのずと上限枠というのはだいたいわかってくるのだらうと思っておりますが、ある程度やはり自分といいますか考えた部分をおいておかないと、何でもかんでもみんな追加的にやっていけるなどという状況ではないということをご理解いただきたいと思います。限られた財源、この中で最大限取り組んでいきたいと思うところであります。

学園都市構想の件であります。今、学園都市構想の件につきましては国際大学の学部設置、それから北里保健衛生専門学院の大学昇格。これは看護学科とこの部分がちょっと今そうな

っておりますけれども、これが主たるなんといえますか目標、目的であります。国際大学にその学部設置という部分につきましては、県の考え方もそういう方向でありますけれども、例えばそれがかなわないときはでは北里学院と国際大学で冠を付け合ってやるかとか、あるいは県がそこにどういうふうに連動できるかとか。例えば県立大学という意味ですね。そういうことも含めていろいろ検討してまいりたいと思っております。

北里保健衛生専門学院の方は、去年から始まりました25周年記念事業の中で学生食堂をあそこに開設をしたわけでありまして。そういう部分について例えば市の負担をどうしてくれとか、そういうことは全く今までありませんでしたので、今後そういう大学を設置する場合の市からの応分の負担といえますか、そういうものについてどういうものが出てくるかというの、特に今想定をしづらいところでありまして。ただ思われる部分は、立地がどこになるのかということにもよりますけれども、周辺の道路関係の整備とかそういうものについてはやはり当然出てくるのだらうと思っております。今、国際大学の敷地の中に例えば建てるということになりますと、そう道路関係やそういうものについての多額な投資はいらぬということもありますので、これらは今後の課題といえますかそういうことでありまして、今の段階では全く不明ということでありまして。

そして支援についてはどういうことが出てくるかわかりませんが、その時点で先方の要請内容がわかるわけでありまして、市の財政状況あるいは学園側の拡充計画を十分審査をして、当然ですけれども議会の皆さん方にご相談を申し上げた上で実行していくという手順を踏みたいと思っております。

滞納対策についてでありますけれども、温情的というふうにとらわれればどうですか。これはすべて画一的にどんとやればこれでいいのだということが出てこないということでありまして。そういう基準が示せない。これはご理解いただけると思っております。できれば滞納処分までにいたらないという状況が一番いいわけでありまして、なかなかその場しのぎの言い訳や約束ということが出てまいりまして、例えばそこでいったん切り抜けて、ではその約束が実行されるかというとまたされなくて、また行ってみてと。そういうことの繰り返しというの相当あるわけでありまして。

そこで今年度に入ってから差押、参加差押、交付要求にはすでに60件、対象税額が4,954万円。この滞納処分を実施しております。以前からの差押や交付要求などを合わせますと回収できたものが66件、2,600万円。こういうふうに対応しておりますので、ただ単にその温情的や消極的ではないということはこの数字からもご理解いただきたいと思います。

さて、その滞納手続きの実行にあたっての判断、指示はどうなるのだということでありまして。一般的には収納担当職員が係長、参事、課長そして部長、課長と協議をして部長の指示・助言を得てほしいその課長部分で相当実施しますし、重要な場合は今年から部長制もしいておりますので部長と協議をして進めると。

また社会的な影響が大きいものとか混乱事案があるわけでありまして、そういうときは私

のところまで協議が来てその都度指示をするということでありまして。前年、これは文書ではありませんけれども口頭で税務課長から、「預金の差押をやりたいがどうか」という相談が1件まいりました。「やってください」ということでその通知を申し上げたところ、それをされては困るということで、全額回収できたわけではありませんけれども、一部の滞納分が回収されたという事例も1つ出ております。

今この滞納の実態、以前にもお話申し上げましたようにワースト10といわれる部分ですね、10件くらいの皆さん方で相当の部分を占めているわけでありまして、一番多いところが1億3～4,000万円ぐらいでしょうか。そういう部分も生じておりまして、こういう皆さん方の部分につきましては、なかなか差押えてもそれこそ換金はもう全く換価といえますか、市の方に利益があるということにはほとんどならない。不動産に多額の優先債権が設定してあるということでありまして。それから、では差押できるような財産が他に何かあるかというとなかなかないとか。

非常に困難事例でありますけれども、この秋からもまた県から示される見込みの県税部との合同の徴収機構の方向を見極めながら取り組んでいきたいと思っております。なお現在、副市長を委員長として部長級の職員を構成員とする、仮称でありますけれども市税等滞納処分審査会の設立を準備しているところであります。

この目的については税それから税以外の債権です。これについて「時効」による債権消滅が懸念される事案が発生した場合、債権徴収・債権保全、債権放棄これを南魚沼市として統一かつまた適切に判断をするという目的であります。

その主な事務の流れとしては、滞納が発生しますと担当課によって分納誓約書の徴収をしてきます。誓約書の提出に応じないものや分納誓約が実行されないもの、これを委員会に通知をして委員会で処分の方針を決定します。それで私の決裁を経て、委員会から担当課に処分指示をするということでありまして。そういう流れの中でなんとか市税の滞納、市税以外の市の債権の減少に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。以上であります。

(「国税徴収法141条について、どなたか担当課」の声あり)

税務課長 市行財政について

ご質問の国税徴収法141条に基づく調査はどの程度のこういったことをやっておるかというご質問でございますが、家族構成は当然こちらの方で把握ができておるわけでございますし、申告書等によりまして勤務先そういったことについても把握はできているわけでございます。したがって固定資産それから自動車、預貯金、出資金、それから国税等の還付金、生命保険、給与そういったものについて調査をいたしまして、差押ができる財産、できればできるだけ即現金化につながる、そういったものが差押ができるものがあればそちらの方から差押をさせていただく、ということをやらせていただいております。以上です。

和田英夫君 市行財政について

はじめに「天地人」については市長は予算枠は考えるといいながら、なんとなく次から次

へと積み重ね方式のようですが。私は、今の段階ではそれもやむを得ないが、ある程度この19年度末ぐらいまでには全部出して、このくらいでやるというやはりけじめといいますかその辺は必要だと思います。それはまた後で聞きたいと思うわけであります。

私は、全国的にこのドラマでいったいどういう実際の取り組みをしているのかちょっと見たわけですが、ちょっと古いのですが「独眼竜正宗」というのがありました。当時そのドラマの前半は山形、福島が舞台で、後半が仙台だったと思うのです。けれども、結局イメージ的に仙台ということで、大部分の観光客が仙台に集中したということです。あの当時、山形、福島の方でややそのことについて不満が出たという記事が載っておるわけであります。

たまたまそれはずっと前の話ですから、山形の米沢市はあの当時からやはり上杉家にこだわった取り組みをしていたということ。あるいは仙台は伊達政宗にこだわったと、そういうのが出ておりました。ただ、その当時このことについてドラマのための観光地化はしていなかったというのも記事に出ているのですね。それは担当課がどういうふうに判断するかであります。

そこで、「功名が辻」というのが去年だかおとしにありました。これも実におもしろいのですね。前半は滋賀県の北近江地方です。後半は高知の土佐です。この辺もやはり私は担当が調べていると思うのです。こういうところでいったいどういうお金の使い方をし、あるいはどういう観光客の流れがあるのかということは、おそらく検討していると思うのです。していながら実行委員会やプロジェクトチームで反映していると思うのですが、こういうのはやはり私は参考にするべきことだというふうに思いますが、その辺担当課、もし取り組みがあればお願いしたいわけであります。

昨日は敬老会で市長は大河ドラマの効果が50万と思っていたら100万くらい来るなどという生きのいい話をして私は喜んでいたので。喜んでいたのですがなかなか。本当にそういうふうになるように期待をしているわけですが予算のめどと、ただ、上越や長岡市とか米沢市等の検討だけではなくて、先進事例についても検討していると思いますが、その辺のお願いをしたいわけであります。

学部設置については、おそらく総務部長も大和のセンター長も、当時を振り返ると、だとすればこのくらいくらいのお金がというのは、ちょっと非公式ながら出た覚えがあるのです。私はここでは数字は言いません。あの当時「おい、そっけか」という印象が残っているのですが。したがって市長、私は学部設置なり北里の取り組みは非常にいいことですが、今後10年なり11年、12年シュミレーションがどうも先に延びるような答弁でありましたが、その中でこれは「天地人」と違ってちょっとけたが違う負担ということも想定される。想定されるが「いや、わかった」と。いくらでもいいんだ、やるのだと。こういうご決意であるならばひとつそれをお聞かせいただきたいと思いますと思うわけであります。

そこで、いわゆる身辺調査、財産調査はやられているようですからそれはまあ結構であります。18年度決算の中では、前年度からの繰り越し差押件数、未解決が214件で、18年度中に168件の差押をし、配当73件。いろいろな事情で差押解除が25件で翌年度

へ285件だという資料にあるわけですが、

決算書とちょっと金額が違うわけですが、滞納不能欠損調べでざっと滞納額。私がいただいた資料で、だいたい総額16億円か17億円という中で、不能欠損がこれは2億1,000万円くらい。これは増えているのですね。税務課かどこどこでも結構ですが、そうすると逆算すればこの滞納額ですと、身辺調査あるいは財産調査というのはいかほどの件数になると思うのです。こう調べていったらちょっとやりやすいところから入るのではなくて、機械的に考えるならばこれはかなりの件数になるが、例えば16億円、17億円あるいは不能欠損が2億円からのものについては、おおむね全該当件数を身辺調査、財産調査をやられているというふうに私どもが理解しているのか、お願いしたいわけでありませう。

それから例の下水道負担金分担金の件で、副市長が各委員会で説明した資料によると、不能欠損にしない、いわゆる時効の中断方法として、もちろん督促状であり催告状の発生、あるいは市長が言われましたが納付誓約書なり、分納契約書ですか。こういうことをすると時効が中断すると。つまり不能欠損にならないというふうに解釈しているのか。ちょっとこれは私が不勉強ですから確認です。つまりこれはやることをやっていたら、100パーセントまではいかないが不能欠損の額をそう機械的に押し出す必要はないと思うのですが。その辺は市長でもいいし、どなたでもわかる人でいいですからお願いしたいわけでありませう。

そこで市長、先ほどの答弁の中でなかなか滞納対策は、一つの基準があるようでなくてわからないのだと。いや難しい。「わからない」ではなくて「難しい」という言い方をしたので。私は全国的にちょっと先進的な取り組みを調べたわけですが、ある自治体においては滞納に対する特別措置に関する条例を作りながら、ここに資料があるわけですが、具体的には滞納対策の庁舎内の取組み体制の図、フロー図を作りながらわかりやすく。これはつまり税務課だけでなく全職員、あるいは我々も入れて、滞納対策がなるほどこういうふうなことでやっているなという、これも一つはやはり対策の促進としては私は必要だと思ふわけでありませう。

そうしてもう一つはいみじくもここでは差押、難しい差押なりあるいは場合によっては行政サービスの制限ということで、極端な例はこれは私は賛成ではありませんけれども、滞納者の氏名の公表とか。あるいは指名競争入札の参加者、あるいは行政に入っている設備の業者、あるいはいろいろな物品の納入業者の中にそういう方々がいた場合には、行政サービスの停止。こういう判断をその町では庁内にある第三者機関を作って、おそらくこれは専門的な方もいるかと思いますが、それはまあいいです。そういうことで判断をして指示を出し、スピーディーな取り組みをやられているというふうに出ているわけでありませう。

総務部長に聞きましたら、指名競争入札の関係の業者さんの調べは2年に1回だかされているようでありませうし、物品納入の関係ではちょっと規模の小口の方は3年に1回というようなことですが、はたして、この角度から見たときにそういうやり方でいいのかなという気がするわけでありませう。

そこで地方公務員法第3章職員に適用される基準。法令及び上司の職務上の命令にしたが

う義務ということでこれがここにひっかかると思うのです。第32条で、職員はその職務を遂行するにあたっては法令、条例、地方公共団体の規則、規定にしたがい上司の職務上の命令つまり滞納、例えば滞納対策については、いろいろ地方税法あるいは市税の税条例とか、あるいはそれぞれの滞納整理事務手続要領というのがあるわけです。これにしたがわなければならないということであるとするならば、市長、私は今までの市の取り組みは、やや若干この辺の決まり、規定等々に必ずしも沿っていないというような認識をしているのですが、これは私がちょっと不勉強ですから市長のご認識を。地方税法あるいは市の税法、そういういろいろな収納規定とかあるわけです。そのとおりにやられていない面もあるのではないかという気がするわけです。

さらに1点。これも3月議会で議論をしたわけですがけれども、市長は徴税職員の体制を税務課30人、国保係6人ということで、去年は各市民センターに3人と2人配置をしていたわけですが、税対策の後退じゃないかと言ったら、いやそれで十分だというような答弁を市長がされたことを思うわけではありますが。

ここで問題になるのは、確かに税の関係です。税の関係、国保税の関係はこの徴収職員がすべてやればいいが、そのほかのは身辺調査、滞納不能欠損調べではだいたい30項目くらいあるのです。その中で税で処理できる、徴税職員が処理できるのは、各税と国保税おおむね8項目あるのです。あとの使用料とか例えば保育園の保育料とかいろいろなもろもろのものは担当課がやれるといっても、徴税職員の資格がないのが身辺調査、財産調査と。これはできないと思うのです。現金取扱員証だけでそこまでのことができるのか。ちょっと私がこれは不勉強ですから確認です。

確認ですが、税務課30人、国保係6人はすべてのことができる。ただ、あとの項目をそういう資格のない職員に収納率を上げる、上げるといっばいかけてもできない職員があると思うのです。これは私が間違っていたらそうではないのだと、こういう方法があるのだということでお示しをしていただきたいと思うわけでもあります。そういったことで順次ご答弁をお願いします。

市長 和田議員の再質問にお答えをいたします。

市行財政について

一番目のこの大河プロジェクトの関連でありますけれども、ちょっと申し上げかたが足らなかったと思いますが、今実行委員会を経てあがってくるものについては、緊急にやらなければならないものというのは、皆さん方から議決をいただいたあの1,000万円の予備費の枠の中でやっていけるわけではありますが、おおかたは20年度予算に反映しなければならないと思うわけです、おおかたは。そこでどの程度の予算枠が来年その大河関連でとれるかという、これはこれから財政的にまた積み上げをやっていって、ではこのくらいはとれるということが出てくるわけですので、これを見極めていくということでもあります。ですからきちんとした予算枠の中でもう来年度以降はやっていけると。ただ突発的なもの、これについては予測ができなくて突発的なものというのものもあるかもわかりません。そういう場合はまた予

備費対応等をお願いしなければならないということであります。

これも前から申し上げておりますけれども脚本次第でありまして、脚本がどうであるかということがまだわかっておりませんので、こちらで相当な思いをしても、脚本ではほんの1話であとはみんなどこかへとんでいったなんていう話でありますれば、なかなかやはり思うほどの効果がでないわけでありまして。この辺がまだ実態としてわかっておりませんので、これをやはり見極めたうえで20年度予算に生かしていかなければならないということだと思っております。ただ脚本面においてそう取り扱いが少なかった、だからやめたなどということにはなりませんけれども。これだけ盛り上がってもありますし、それぞれ浸透もしてきておりますのでやめたということにはなりません、その規模の大小については脚本が出てからある程度決まってくる、ということにひとつご理解いただきたいと思います。

大学の問題ですけれども、これは法外といいますか市がつぶれるほどの負担金を出せなどと言われればこれはあれですけれども、相当の難儀をしてでもやはり大学がそこに設置できるということであれば、これはやらなければならない。やります。相当のやりくりをしながらやらなければならないと思っておりますけれども。

ただ、そういうことが出てくるかこないかもまだわかりません。今は「もしかして」ということで考えられるとすれば、前例からみますと学生寮の建設費の支援だとか、さっきふれました進入道路、周辺道路の整備とかそういうそういうことだろうと思っておりますけれども、これは全くわかりません。だけれどもここに大学が設置をされるということがある程度実現性をおびてきて、その中で金銭的なことで大学が設置できなかったなどということにはしたくないという思いでありますので、相当の財政投入もそれは辞さないという今の私の考え方であります。

税務関係のことですけれども、ちょっと細かいことは担当課長からお答えいたしますが、地方税法上において職員に問題がないかという。これは私はないものと思っておりますけれども、逐一その事例、事例を出していただかないとわかりませんが、これはないものだというふうに考えております。

職員体制について問題はないか。これは今、滞納別の人数が1,000万円以上が16名、これだけで5億9,000万円。700万円以上が11名8,500万、500万円以上が14これで8,200万円、300万円以上が42件これで1億5,900万円、100万円以上が230件これで3億8,100万円、100万円未満が3,488件これで5億4,300万円、合計18億4,400万円となっております。

件数的にはトータルしますと3,801件ですから、職員の数にこれで問題がないかと言われれば、全く問題がないとは言いきれませんが、すべてのこの皆さんに身辺調査も含めた対応をしなければならないということでもありませんので、今のところ職員の数が足りなくて困っているということはまだ私のところまではあがってきておりません。総務部長のところにいるのか、副市長のところにいるのかちょっとわかりませんが、それについては担当部長あるいは課長に答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

滞納者の身辺調査、これにつきましては家庭状況程度のことは徴税職員でなくてもそれは見ればわかるわけですから、ただ預金だとかそういうことの調査はこれは全くできませんので、そういうときになればやはりそういう資格を持った職員からあたっていただかなければならないものだというふうに思っておりますが、見解に間違いはないですか。それでいいですか。ということだそうです。あと個々具体的な部分については担当部長、課長の方からご答弁申し上げますのでよろしく申し上げます。それから副市長からも1点特別聞かれていましたか。よろしく申し上げます。

副市長 市行財政について

お尋ねの時効の中断をした場合については、不能欠損扱いがでないのではないかとというお尋ねがあったかと思いますが、そのとおりだと思います。

市民生活部長 市行財政について

地公法のお話、質問がございました。地公法によりますと先ほど議員さんが言われるように法令等、職員は法令等に遵守しなければならない、上司の命令に従わなければならないという、おっしゃるとおりでございます。それで、では税法上の問題がすべて国税徴収法等の規定にすべて則っているかといいますと、議員さんもお存知だと思いますが、差押の場合は督促状を発行してから10日以内にしない場合は、質問にもありました「しなければならない」というのがございますが、それを全部やっていくとなかなかこの市町村、どこの県も非常に厳しい状況がございます。

それで本人との接触をする中で、身辺調査をしたり本人と接触して分納なりそういうものをいただいてやっていこうということで、特に最近では合併で3の市町村がよりましたからあれですが、もとのところはなかなか地元と密着のような町もありましたので、甘いと言われれば甘いかもしれませんが、よりよい収納率を上げるということで、本人との接触を徹底的にやっているということが今の現状でございます。

税務課長 市行財政について

欠損処分をするについてちゃんとした調査をやっているかということでございますが、なんらかのかたちの調査をやったもので、どうしてもこれは欠損にせざるを得ないというものに関して欠損に回すようにしておりますので、そのようによろしく願いいたします。

市長 市行財政について

答弁漏れがありました。第三者機関を設けてという部分であります。先ほどちょっとふれましたようにこれはちょっと意味合いが違いますけれども、副市長を委員長とした市税等滞納処分審査会を立ち上げる準備をしております。この機能がどの程度またうまくいか、これらを検証したうえでやはり第三者機関を設けた方がいいという方向になれば、それはそれで設置していかなければならないと思っております。以上であります。

(「天地人」のほかの先進事例を担当課が調査しているのか」の声あり)

産業振興部長 市行財政について

いつの頃から大河ドラマが観光ブームになったかという部分についてはちょっとよくわか

りませんが、私どもがこのたび甲府それから北斗市に行ってきた関係ですと、甲府市では風林火山博で約2億5,000万円、それから北斗市が躑躅ヶ崎館の関係で1億7,000万円というふうなことで聞いております。それから長野が同時に県立博物館を使いまして川中島合戦の関係をやっていたのですが、これはNHKだけで8,000万円というふうなことでございますので、相当この費用がかかると思っております。ただ、近年は非常に放映されますと非常に多くの方がおいでになるということでございますので、どこの地域も入場料なりをとってやっているようでございますので、そういう中ではかなりうまくいっているというふうな話を聞いております。以上です。

和田英夫君 市行財政について

そういうことで結構ですが、たまたま私も言いましたけれども「功名が辻」というのはほんのまあ新しくてしかも1年か2年過ぎているわけでありますから、実にこの前半と後半の地域が違ったところでのドラマ化ですので、ぜひまた参考にさせていただければ結構であります。「天地人」については大まかな予算でやるということですし、学部の設置についてはかなりのことはやるということでありますのでわかりました。

それで滞納の関係であります。そうすると副市長が言われましたように時効の中断はあります。それによって中断はできると。だとすると、この18年度の5月末の頃には資料によれば1億1,200万円、これは不能欠損金。決算書のこの今のこれが今年の3月末31日現在で2億1,200万円という不能欠損。そうすると不能欠損をしないために、きちんと効果が出るというのは非常に難しいが、やはりその取り組みを一生懸命していればこの1億1,000万円から2億に急には増えないということになるでしょう。難しいが理屈としてはそういうことだと思うのです。その辺の見解を、ではせっかくご答弁いただいた副市長から。

そこで市長も大変前向きな答弁をいただいて、今、副市長を中心とした審査会を設けると。これは先進事例の第三者機関と同じような位置づけですからそれは評価するが、ぜひこれはやってみて、今のところは試みだと思うのですがやはりある程度恒久常設的な中で取り組むべきだと思います。

そしてこれは後で調べていただければ結構であります。非常に残念だが行政サービス制限、市民サービス制限、これは非常に難しい。難しいし、私はよそでやっている滞納者の氏名公表までなんてものは非常に消極的でありますけれども、これはいろいろなたくさんの項目で業者に対しての制限、あるいは一般市民に対しての制限というのも調べれば出てきます。皆さん優秀な頭脳でありすぐ出てきますが、これらも市長が言われました審査会あたりで検討をすべきだと思うわけであります。

そこで、ではそっちの方の専門家に聞きますが、身辺調査、財産調査は徴税職員はもちろんできると。今のこの現状では税という名がつくものは、だから8項目か9項目です。これはできるのです。あとの例えば保育料とか給食費とかいろいろな手数料等々については、その資格がない皆さんがそこを担当で、市長いわく各課内容のわかる職員が一番効果があるからそれでいいんだという今までの答弁でした。この方々はそれぞれのところに滞納が発生し

ても、まあ電話でお願いするくらいのことはできるのかもしれないけれども、その家はどのくらいかの身辺調査、財産調査というものはできないことになっている。できないのです。

したがって私は前々から一体的なことで取り組んだ それは全部とは言わない。そういう一体的な部分と各課別な2段階なり3段階的に取り組んでだ方がいいのではないかということ質問をしているのですが。市長は、いや各課はそれでいいのだということです。現実には今言った使用料や保育料、それから大部分の項目のものは実は電話の1報は入れられるが具体的に今言ったようなことはできないという、一つの決まりになっているわけですから、この辺をではどうするか。これはひとつ答弁を。では今回はそのくらいのところで。

市長 市行財政について

第三者機関については、先ほどふれましたように今後の検討ということでありまして、市税等の滞納処分審査会、これは恒久的な方向で考えていかなければならないと思っております。その中でこのサービス制限とか氏名公表、これらもやはりいろいろ検討はしなければなりません。けれども、やはり氏名公表になりますと今はもう個人情報保護条例という部分、条例というか法律がありますので、そういうことに抵触するかもしれないも含めて検討しなければわかりませんし、サービス制限はできればやりたくはないわけでありまして、この辺も含めて検討させていただきたいと思っております。

職員の身分の関係で身辺調査ができる、できないという、これは生じているわけですが。まず例えば水道、下水道、保育料、給食費くらいですか・・・(「いや、まだたくさんある」の声あり)いろいろありますが、ほとんど100パーセントとはいいませんがほとんど税の方に影響している方が大半でありますので、まずそう支障が出ないというのが私の考え方でありまして。税金はきちり納めているけれどもこっちは滞納しているなどというのはほとんどいないのです。そこでそうそういわゆる一つに寄せてみんなで協議をしなくたって、情情的には全部入ってきますし、あるいはその身辺調査もやれるということがほとんどでありますので、私は今までそう答えてきました。担当課の方でそれではとても無理だということがあったら言ってください。

副市長 市行財政について

時効の中断をすることによって新たな不能欠損が生じないのではないかと、ということはご指摘のとおりなのですが、ただ一面では現実的には取れないものを時効の中断をしますと、いわゆる滞納繰越額を増やすだけという実態になるのです。そうしますと交付税算入のときにこれは響いてきますし、収納率が落ちるわけなのです。

ですので、もう絶対的に取れないものについては機械的にそれをやって、いわゆる滞納繰越額だけを増やしていくというのはちょっと現実的ではないということで、恣意的に不能欠損をするという案件はないはずでありまして、客観的に判断した中でそういうかたちをとっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

(午後3時05分)

議長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午後 3 時 2 0 分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位 7 番、議席番号 2 2 番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしがいまして 1 点だけ質問をさせていただきます。

市長の政治姿勢を問う(もう一度変革の灯をともせ)

市長の政治姿勢を問うということであります。サブタイトルにもう一度改革の灯をともせというようなことで市長にお伺いをいたします。市長が六日町の町長に初当選をしたのは平成 1 5 年の 4 月であったというふうに思っています。今から 4 年半前くらいだと思います。私は対立候補の陣営にいましたが、市長が町長に就任をして、それからの活躍をずっと見てきていました。その中で私はやはり議員を 5 期、1 8 年でしょうか務められ、そして町長に 1 回挑戦をして落選をしたと。そして本当に自分で一戸一戸個別に訪ね歩いて、4 年間で過ごしてきたと。そういう目をしてまで市長になりたいと。なりたいという思いは、それは自分でこういう町を作りたいという、その思いを持っていたからだろうというふうに思っています。そういう意味からして当選をし、そして 1 年あるいは 2 年という、町長時代の井口町長の活躍については、私はやはり本当にすごいものだということに関心をして見ていました。しかし、やはりそういう思いを、最初の思いを長くまた持ち続けるということは、なかなか難しいというふうに思っております。

私はこの前、前回のそれこそ町長選挙に井口さんを支援された方と話をすることがありましたけれども、期待はずれだと、誰かいないのかというような話を伺いました。その方が井口さんの選対でどういう立場にいたのかは私はわかりませんが、井口さんに期待をしていたこの 4 年間で、やはり最初のイメージとそして今のイメージが若干違ってきているのかなというふうに思っているところであります。

いつだかの文章かなにかで見たわけでありまして、市長は、私にはプライベートな時間は必要ないのだというようなことを書いてありました。すべてをその自分の政治、そういう部分に投げ打つのだという気持ちであります。この前、城内も、8 月にはだいたい各地区で町民運動会等がありました。そのときには 4 カ所くらいかけもちをして回ってきたというようなことでありますし、今また各地区で敬老会が行われております。たぶんかけもちでそこに出席をして、いろいろな話をされてきているのだろうというふうに思っています。

市民の声を聞く、あるいは長年この市のためにご努力いただいた方々に敬意を払うという、そういうことも私は大事な市長の仕事だということには思っております。しかし、市長の本来の一番の仕事は、この 6 万 3,0 0 0 の南魚沼市の将来をどういうふうな市にしていくかという、誤りない方向に導くことだということには私は思っております。

そういう意味からして、確かにそのすべてを政治に打ち込む姿勢は、私は評価をいたしますけれども、少し肩の力を抜いてそして無になる時間を持って、この南魚沼市をやはりどういうふうにしていくかということを考える時間も、私は必要ではないかなというふうに思っ

ております。

それで、今日この問題を一般質問で取り上げた中で、私はこの4年間の中で3つのことが、市長がやってきた中で不満な部分があります。一つはそれは五十沢小学校と西五十沢小学校の問題についてであります。この問題について市長が教育委員会に指示をした、その指示のやり方であります。財政を考えないで教育的見地から一番いいものを作ってくれという話でありました。

しかし今、1,000人も職員の職員がここで働いているわけであります。住民要望に応えるにはどうしたらいいかというような思いを持って、働いているものだろうというふうには私は理解をしております。しかし、そういう思いを持って、やはりそこには予算があって、初めてそれに答えることができるというのが行政の基本であります。その行政の基本である財政を無視して、何でもいから一番いいものを作ってくれという、そういう示指の仕方というのは、私はトップの姿勢として果たして本当にそれが正しいものかという疑念をずっと持っていました。

そして出てきたものが、統合して今の五十沢中学校の近くに土地を求め、新しい校舎を作るというものであります。そしてそれは小中連携をとるという教育委員会のあれでありました。しかし私は少子化が進んでいく中、あるいはそういうこれからの財政状況を考えた中で、市長がそのことについて評価をするというコメントを出しました。私はそれもやはり正しい判断ではないだろうというふうに思っているところであります。

2点目は機構改革であります。昨年からとにかく部制を敷きたいというふうなことでずつと取り組んできました。私はそのことについてとやかく言うものではありません。確かに簡素で効率的な機構に改革をするというそのことは、私は大事なことだろうというふうに思っております。しかし、今回出てきた4月からスタートをした部分については、本来の簡素で効率的な機構という部分よりも、職員の地位、あるいはポストを用意するという、そういう部分に少しシフトをしてしまったのではないかと。本来のこの部制を敷くことによる簡素で効率的なという、その一番の目的が私は薄れてしまったのではないかと。そこに残念な気持ちを持っているところであります。

そしてもう1点は基幹病院に対する市長の姿勢であります。私は以前から、確かに基幹病院はこれは県が作るものであると。だから市長は、県が作るものであるから我々はそのものができてこなければ、何も言うことができないというような言い方をしていました。しかし私は、県が作るということであっても、自分たちのこの南魚沼市の保健と福祉と医療の中でこういうふうなものを作っていくたいというビジョンを持って、県と交渉をしなければならないということをずっと主張をしてきました。

しかし、市長は先ほど言ったようにこれは県が作るものだからという姿勢でありました。当初この南魚沼市にできる基幹病院は、新発田病院が16年度、17年度、18年度に完成をすれば、本来ならば平成19年度から着工するという暗黙の了解できたわけでありました。しかし今の中では、早くて5年先ということが言われております。この建設が遅れるという

ことは、私はやはり市長の取り組みのまずさもあったのではないかと、そういうふうを感じているところであります。

しかし、私はそうした市長だけの責任ということではなくて、この議会のその姿勢も私はあるというふうに思っていますけれども、とにかく市長が4年前に訴えた、変えよう、変わろう六日町という、そういう部分のその気持ちをもう1回奮い起こして、そしてやっけないと、私は井口さんに期待をした市民の、町民の私は負託に答えられないのではないかと、そんなふうに思っております。

これから来年の秋には市長選挙があるわけですがけれども、本当にどういう市政でやるのか。またそのことを私は市長に問うところであります。私は井口さんの一番の良さは、挑戦をするところ、変革そこに恐れを持たずに挑戦をする姿勢だろうというふうに思っておりますが、その意気込みを私は聞かせていただきたいというふうに思っております。以上、壇上よりの質問を終わります。

市長 笠原議員の質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢を問う（もう一度変革の灯をともし）

具体的な部分に先3点ほどお答えをいたしますが、五十沢小、西五十沢小の件で財政を考えずに、まあ財政を考えずにということではないのしょうけれども、教育委員会として一番あるべき姿、方向を出してくれということは申し上げました。そして今だいたいその方向が見えて、では、どうかたちでやっていけばいいのか。今これも財政面も含めながら検討をはじめているところでありますので。全く財政を無視するということはこれはできません。できませんけれども、大きな発想をするときに、まず財政に縛られるというそういう発想ではなくやっていただきたいという思いであります。

ですから教育委員会の方も、全く頭から財政を無視して、これがあるべき姿で理想の姿だ、だからこうだああだという、その過大といいますか壮大な部分が出てきているということではありませんので、そこはご理解いただきたいと思いますが、そういう指示についてそういう面での誤解的な部分があるとすれば、これは改めなければならないと。

ただ、今の「天地人」についてもそうでありますけれども、もう財政的な余裕といいますか、かけられるものはここだけだ、この部分だからこの中で考えるという指示の仕方は、あまり私は今まで使ってきておりませんし、得意でもないという部分でありますけれども。財政を無視したということではないというふうにご理解いただきたいと思いますが、改めてそういうお気持ちを持たれている皆さんもいらっしゃるということであればまた気をつけなければならないことだと思っております。

機構改革についてこれは本来の姿、おっしゃるとおりであります。そこでやはり市の優秀な職員、長い間お勤めいただいている職員、この皆さん方を変な話ですけれども数の中で全く排除をして、ではどこに生かすかということになりますと生かす場所がない。そするとそれこそ宝の持ち腐れだという思いで部長、次長、課長ということを敷かせていただいたわけがあります。これからもう少しまだ職員の数の抑制を続けていきますので、その中であるべき

姿にきちんと近づけていきたい。

ただ、次長も含めてですけれどもこれが全くいらぬという部分と、どうしても必要だという部分はまた生じてくるわけでありますので、その都度適切に判断をしていきたいと。今までやはり職員として数十年勤務をいただいて、その中の蓄積というものは相当なものがありますので、この能力を生かしていただくという部分も含めて。おっしゃるようにその職員の身分的な部分がある程度満たすというそういう思惑も、当然今、含めてやってきたことは間違いのない事実でありますので、そういうことだけにとらわれてやったということではないということをご理解いただきたいと思います。

基幹病院問題についてであります。先般も病院の運営委員会の中で、一応市としてのこれからの考え方的なものを出しました。そこである方からこういうことを待っていたと。なぜ今まで早くこうしなかったということ。市長は方向転換をしたのかということですが、方向転換では全くない。そういうことはきちんとある程度考えていた中ではありましたけれども、ようやくここへきて打ち出せました、というお話を申し上げたわけであります。

私どもも基幹病院というもの12年から話が始まっております。当然であります。22年という完成目標をそこにおいて今までやってきたわけであります。これは人に転嫁するわけではありませんが、遅れている理由は、はっきり申し上げまして私たちの市内にあるものではありません。他市であります。先般も新聞でご覧だと思っておりますけれども、十日町側は十日町市のあの圏域のいわゆる医療体制をどうするかという部分について、ようやく市内がある程度合意をみたところであります。これも基幹病院と全く切って離せる問題ではありません。

それからもう1つとなりの魚沼市さんにつきましても、これはなかなか小出病院の問題が解決したということではありませんし、そういうことの中でやはり1つの自治体としての医療体制の取り組み方ということがまだ出ておりません。ですので、トータル的な部分で遅れているということだと思っております。

私たちはもうある意味では、県立の六日町病院も含めてまだ議会の皆さんにご報告をしているということではありませんけれども、常々最終的に他のいわゆる受け手がいなければ市が責任を持って運営します、ということまで踏み込んでいるわけでありますので、こういう方向さえ出てくれば魚沼市も、あるいは十日町もようやく今出てきましたが、そういうことが出てくれば県としてもその方向で調整ができるわけですので、進んでいくものだと思っております。

ただ、私たちも市の取り組み方もそれは若干問題があったのかもわかりませんが、南魚沼市のビジョンが出なかったから遅れているのだという、そういうことではないというふうに私は思っております。これから、先般病院の運営委員会の中で打ち出した方向これらをきちんと実践をしていく中で。ただ、いろいろ申し上げましてもやはり私たちが基幹病院を作るのではないのです。その辺の調整も非常に難しいものがありますけれども、また県の方にも私たちの体制をきちんと伝える中で、一日も早い開院を目指していきたいと思っております。

さてそこで、六日町時代、私は自主・自立の町政、それから商工業の振興、子供たちの問題も含めた子育て支援、この中で「まちづくり・人づくり」というこれを執行させてきていただきました。ご承知のようにその後は平成の大合併というその流れの中で、2町合併による最初は大和との南魚沼市の誕生、このときは選挙が一応ありました。無投票でありましたけれども。その後、塩沢の編入合併。そして広域連合の廃止。こういうことがずっと重なりまして新市の基礎作りというところに重点をおいてまいりました。一応この18年の3月これをもってこの一連の合併は終息いたしましたので、19年、今年度からは部制と併せて本庁方式として今、機構体制を組織体制を整備してきたというところであります。

ほとばしるような情熱が見えなくなったというご指摘でありますけれども、いい面で申し上げますと、角がとれて人間が丸くなってきたというふうにひとつご理解をいただければと思っております。決して情熱が減少しているということではこれはございません。しかも、むしろ3万弱の六日町の町長から6万3,000という大変大きな人口をもつ、そして組織的にも面積的にも大変大きな行政体の執行責任者。これについてなんといいますか、その座にいるということに対してのやはり畏怖的な観念もあります。そういうことでなかなかご納得いただけるようなその文句が出てこないかもわかりませんが、情熱と気概このことについては、以前にもまして自分の中では持っているものだというふうに思っております。

ご支持をいただいた方が失望したということもあるのかもわかりません。あるのかもわかりませんが、そういうことを感じていただかないように、またこれからも気をつけていかなければならないと思っております。

それからもう一つ。今、私がそれこそ合併後、各市政懇談会は当然でありますけれども、イベント的な部分も含めて本当にずっとかけもち的にやっております。これは一つには大和との合併のとき、それは選挙がありましたけれども無投票でありました。たった1日だけですね、大和地域を回らせていただいた。そういう中で市長の顔も写真では見たことがあるかもしれないけれども見たことがない、声も聞いたこともない、背丈がどのくらいなのかもわけがわからない、というようなそういう部分があります。そこでありとあらゆる機会をとらえて、私の考え方も含めて市民の皆さんにお知らせをしたり、そして、という思いであります。

塩沢さんとの合併についてもそうであります。ここで合併が終息をして今年度も特に敬老会的なものは非常に多く同時期にありますので、極力顔を出しているということでもあります。ただ、そういうところに顔を出しているから、なかなか自分の時間がもてなくて市制執行のうえでその熟慮する時間がないかと申し上げられますと、そうではありません。例えば一日ずっと試行錯誤していてもこれはなかなか。私のこれは性格ですし、その程度の能力ですからそのようなものかもわかりませんが。やはり物事を考える、そして決断をしなければならぬというのは、やはり時間的にそう長い時間を私は必要ないという方向だと思っております。そういうことで健康に とにかく健康にいなければなりませんので、健康に十分留意をしながら市政の大きな方向も見失わないように、そして自分でも熟慮できる時間はきちん

ととってありますので、その辺はひとつご理解いただきたい。

通告には書いてありましたけれども、ここではおっしゃっていただかなかったので、選挙もあるからという話もありますが。選挙そのものは、来年は一応選挙がありますし、今お尋ねの来年の市長選についてもというお話がありました。今、来年の市長選について私が出馬をすとかしないとか、どういう気持ちでいるかということは全く今のところは白紙でありますし、後援会ともまだその相談までいたっておりませんので、この場で申し上げることはちょっとできないということでもあります。

そこで、変わらぬ情熱は十分持ち続けているつもりでありますけれども、やはり人間でありますので長い期間、同じような方向、そして向上しながらというのは難しい面があるのかもわかりません。そういう姿が見えたらまた叱咤激励はいただきたいと思っております。

職員にも常に申し上げておりますけれども、私たちの立場、これは二本松の戒石銘にあるとおりでありまして、「爾俸爾禄」この精神をきちんと忘れないで、職員と一丸となって将来に禍根を残すことのないように鋭意努力していきたいと思っておりますので、今後ともまたご指導方、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

笠原喜一郎君　市長の政治姿勢を問う（もう一度変革の灯をともせ）

私は今年初めてなのですけれども、市制懇談会に出させていただきました。私たちも自分の選挙区の中で集落座談会だとかという部分をしたりしているわけですが、市長の市制懇談会というのはどんなものかなというようなことで出させていただきました。

そこでやはり感じたことは、職員の方がいっぱいいましたし、行政の区長さんを始めたくさん来ていただいた。一般の方々というのはそう多くはないわけで、その中で出てきた意見というのは、局所的な問題についてどうだかという部分は非常に数多く出ると思います。しかし、逆にではこの南魚沼市をどうだかという部分の話になると、失礼な言い方かもしれませんが、そこまではやはり情報だとかは、または日々の仕事の中では考えることはできないと。それは一般の市民、住民の方の感じかなというふうに思ったわけで、その分やはり今6万3,000のトップとしてやられている市長以下、職員あるいは我々議員の責任というのは非常に大きいなというふうに思っています。

それで私はこの9月議会の中で本当によかったなという部分が1つあるのです。それはこの監査委員の監査意見書の中で、企業会計ですけれども病院事業会計の中でこういうことを書いてあるのです。赤字が、医師の安定確保ができないところに要因があるというふうに書かれていて、現在計画が進められている基幹病院ならびに既存病院の方向性があきらかにされていない状況が、医師の確保をいっそう厳しくしていると。医師の欠員は在職医師のさらなる過労をまねき、事故にもつながりかねない危険性をはらんでいるので、早期に各病院の方向性と職員の不安を払拭する手当てが望まれる、というふうに。本来、今までの監査意見書というのは、予算の執行等についてのそういう意見というのはあったわけですが、こういう踏み込んだ事業の部分に踏み込んでまでは、私はなかったような気がしています。

そういう意味で監査委員からこういうふうな指摘をされるということは、逆に言えば執行部は何をしているのだという受けとめ方を、私はぜひ市長以下職員の方々からしていただきたいというふうに思っているのです。この基幹病院を始めとしたこの地域医療をどう構築していくかということは、それは本当にこの南魚沼市にとって6万3,000の市民だけでなく地域の人たちすべてが期待をしている部分であるということを考えれば、もう少し積極的な取り組みを私は必要だろうというふうに思っております。

それから、今回の市長の所信表明の結びのところに、今なすべきところを見極め、挑戦する姿勢を貫きながら勇気を持って市政を進めたいというそういう文言が書いてあります。市長も本当は私が先ほど言いましたように、井口市長の一番のいいところというのは、やはり挑戦をするところ、変えようという、そのところが私は市民あるいは住民の一番の支持を受けたところではないかなというふうに思っているところであります。還暦を迎えられたというようなことですが、そういう中で先ほど角がとれてしまったのかな、というような言い方をしましたけれども、しかし、市民はやはり市長から上に向かってどんどん発信をしていていただきたい。私はそのことを期待をしているのではないかなというふうに思っています。

「天地人」が2009年、さ来年になるということは、私は先ほどからいろいろの議論の中で一過性で終わらせてはならないというような話をしていますけれども、これは一過性で終わるのです。観光客などというのは、それは一過性で終わると思います。しかし、これだけ大河ドラマに取り上げられる人が、この六日町、南魚沼市に生まれたというそのことを、ではどういうふうに生かしていくのかということも、私はやはりそういう視点でぜひ考えていただきたいというふうに思っていますし、基幹病院についてもまたそうであります。そしてこれからの今、学区の検討委員会も出ていますけれども、教育環境について本当にどういかに編成をしていったらいいのか、再編をしていったらいいのかという、そういうことは本当に市長の仕事かなというふうに私は思っております。

そしてもう一つは雪対策です。これは今、18年豪雪がありましたけれども去年は19年の冬は少雪でしたけれども、やはりこれは永遠のテーマであります。昨日、桜井新さんの任期満了を祝う会という部分の会合がありました。その中で、桜井さんが初めてこの地域から国会に当選をしようと思ったその理由は、やはり雪国から代議士を、という思いであったということを切々と述べていたわけでありました。また、支持をした人たちも自分たちの辛さや何かを知るのには、やはりここで生まれ育った人でなければならぬという思いから、ああいう快挙がなされたわけでありました。今回の参議院選挙において、南魚沼市からの大和町で参議院議員になっていた黒岩さんは残念ながら落ちてしまいました。あるいは種村県会議員は今回で勇退をされました。

先ほど言ったように、市長がこれから6万3,000人のその南魚沼市の舵取りをしていく中で、今までは少なからずこういう人たちとのそしてつながりの中で、私は県に、あるいは国へという陳情をやってきたと思うのです。その手ずるがなくなってきた中で、ではどうい

うふうにこれからこの地域をよくするためにやっていくか。それはやはり市長の気概しかないというふうに私は思っています。そういう意味からして、もう一度あの4年前の六日町町長時代に当選をし、そして自分が長年培った思いを市長として取り組んだその気持ちを、私はやはりもう1回取り戻して、これからの舵取りをぜひやっていただきたいというふうに思っていますが、もう1回市長の決意をお伺いをいたします。

市長 市長の政治姿勢を問う（もう一度変革の灯をともせ）

笠原議員の再質問にお答えいたします。基幹病院といいますかその監査委員からのご指摘というのは、当然でありますけれども重く受けとめておりますが、私たちもこの地域といいますか今の大和病院、そして城内病院、県立の六日町病院。これが今この南魚沼市内の医療機関でありまして、これをどうするかと。その方向性が見えないからやはり医師確保にも相当支障が出ているという見解でもありますけれども。それも一つの原因でありますし、今やはり医師が見つからないというのは、そういう部分にまた加えていわゆる都市偏在といいますか、地方にはなかなか医師が集まってこないというそういう事情もあります。

ただ、そのご指摘にもありますように、方向性がはっきりしていないところに医師もいたくないというそれはわかります。ですので病院の運営委員会の中でも申し上げたような具体的な部分をきちんとやはり出していかねばならない。

今、また地元出身の方のところに、この間横浜ですけれども行ってまいりました。非常に地元に貢献をしたいという大きな大局的な見解を持っていらっしゃるようで、ただ100パーセント医師としてという部分ではないというような部分もちょっとありましたので、これからどうなるかまだわかりませんが医師確保には。基幹病院問題があるからやはり行ってみたいというお医者さんもいらっしゃるようですので、その辺も組み合わせながらそれぞれ、今後監査委員さんからそういうことのご指摘を受けることのないように、きちんとした対応をしていきたいと思っております。

大河ドラマについては常々申し上げておりますが、その一過性にならないようにという、これはやはり大事でありますけれども、50万人、100万人などという人が毎年訪れるわけではありませぬので、その部分については当然一過性であります。そこですべて終わってしまったということにならないようなりピーター的なものをどうまだつけていけるか。

もう一つはやはりそれもそれとして、今、議員がおっしゃっていただきましたように、私たちの郷土にこれだけの偉人がいたということ、やはり教育面にきちんと生かしていかなければならないものだと思っております。米沢では謙信公の十か条ですか、何かこれをもう小学校で全部やはり朗読させてやっているという、そういうきちんとした取り組みもやっておりますので。そういうことがいいか悪いかは別にいたしまして、直江兼続公もそうありますし、上杉影勝公もこれはまあ兼続公以上の偉人なのかもわかりませんがそういうことも含めて、こういう人たちにばかりには限っておりませぬ。岡村貢翁もいらっしゃいますし、そういうやはり歴史上に本当にすばらしかった人物の再評価といいますか、市内全域のまず子供たちに知らしめるというこの部分は、やはり教育の中できちんとやっていかな

ければならないと思っておりますので、またいろいろご理解とご指導をお願いいたします。

雪対策。これは永遠の課題でありますし、これに絡む地下水問題も永遠の課題であります。そして桜井先生の話は私も昨日聞いてまいりました。結局降ることは降るわけですので、これにどう対応するか。通常の雪というものに対応する体制はほとんどできているわけであり、豪雪時あるいは少雪時にどう対応するかと、このことがこれからの大きな課題であります。

そういう中で一番やはり最初に心掛けてやらなければならないことは、生活面に支障のないようなことをきちんとやっていかなければなりません。そういう意味ではこれからまた議論にもなりましようけれども、道路、生活道路の確保というこのことが一番大事になってくるわけであり、それから高齢者の雪対策、こういうこともまた問題として浮上してきております。総合的な解決策を目指して、今の地盤沈下問題につきましてはようやく国土交通省の方で研究会といいますか、県と市と一体となった検討会を立ち上げていただきましたので、これらを通して国県の支援も含めた方策を導きだしていきたいと思っております。

市政懇談会を2年、今年で3年目になりましょうか、やってまいりまして、ご指摘のことは十分本当にそういうことだなと思っております。ただ、職員の要請も含めてやっておりますので、結局話をするという部分についてはああいう、私の部分はそうとしても予算的なものとか、そういうことになってしまうわけです。ただ、出てくるご質問やご意見は、今おっしゃっていただいたように本当にもうその地域のこと、あるいは自分のこと。そういうことがほとんどでありまして、ただ、それもいいことではあります、懇談会のいわゆるこちらから話をするこのまた再検討というのは必要なのかもわかりません。

ただ、今は、だいたい市の方向性はこういうふうにいけますとか、そういうことをお話申し上げたわけですので、これはおおむね市民の皆さん方からもご理解いただいていると思います。ですから今度はある程度総合計画の実施計画に載っている部分を具体的に話ししていくとか、そういう方向をまた探り出していくのも一つの方法かと思っております。けれども、やり方についてはこれからまた検討させていただきますし、ご意見をいただきたいと思っておりますが、市政懇談会はやはりずっと継続はさせていただきたいと思っております。

情熱を取り戻せということでもあります。申し上げましたように情熱そのものを失ったものではありませんし、桜井先生をはじめとして黒岩先生あるいは種村先生が、ご勇退も含めて存在をしなくなったというその損失的なものは大きいものがあると思っておりますけれども、私たちは田中先生がいわゆる政界を実質的に去ったときから、これはやはり相当のことは感じておりました。

そこで、今やはり我々ができることは、政治家の皆さん方からのご支援やご協力、これは一番大切であります、それぞれやはり国あるいは県のその職員とのコネクションといいますか、これをきちんと持たないと、やはりなかなか事業的にも円滑に進捗しないことがあるなということでもあります。

今、例えば建設部の職員等も含めて、相当やはりそういうところに力を注いでおりまして、ですから政治家がいらないなどとは言いませんけれども、この3人の先生方が今去ったからじゃあすぐ支障が出るというふうにしないように。これは私の努力でありますので、先般も東京に出張した際にそれぞれ国会議員のところも回らせていただいて、市への協力依頼をしてきましたので、そこはやはり私の責任でありますので、情熱を失わずに4年前の気持ちは全く忘れてはいませんけれども、はて髪の毛も薄くなったりといいますが、それからもう一度、そういうことを取り戻すようにひとつ頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 質問順位8番、議席番号3番・宮田俊之君。

宮田俊之君 通告にしたがいまして質問させていただきます。

塩沢庁舎の民間貸し出し経過にみる観光行政の一貫性、熱意について

私は塩沢庁舎の民間貸し出し経過にみる観光行政の一貫性、熱意についてについて質問いたします。この度、塩沢庁舎にテナントとして入っていただける大手企業様 ヤマト運輸様ですか、に対して多くの誘致活動がなされている中、当市塩沢を選択して頂きまして心より歓迎申し上げますとともに新規雇用創出地域経済の活性化にこの上ない快挙と感じ、地域市民を代表している一人としても大変感謝をしております。

ただ、このテナント契約にいたるまでの経緯について、いくらか市の姿勢を確認した質問をするわけでした、誤解なきように申し上げますが、借りていただける企業様に対してなんら申し上げることなく大歓迎しておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。では内容に入らせていただきます。

先日、新潟県知事とともに連携した市町村合併効果とでもいうべき空き庁舎の有効利用、また雇用創出に最高のかたちでマスコミに発表され、NHK大河ドラマ決定の朗報とともに地域経済に即座によい影響がもたらされるものと期待しております。その中で私が疑問に感じている点が何点かあり、そのことをなぜそうなったのかと考えてみますと、市の方向性として観光行政に対する不熱心さゆえの対応なのかなと考えざるを得ないため、市長の考えについてお尋ねいたします。

まず第1に当初この塩沢庁舎の民間へのテナント貸し出しについては、玄関に向かって左側、旧庁舎を想定していたのではなかったでしょうか。私どもは市長から時折々に聞く進捗交渉の経過につきましては、旧庁舎を福祉センターを含めてテナント化していくとの姿勢であったかと考えております。なぜ突然に北棟また3階という話に変わったのか。最近の説明ですと耐震性の問題が出てきたという話です。そもそも耐震性の話などは最初からわかっていた話であり、大手企業様がたとえ仮契約の段階でも、ビルの状態について把握して交渉を進めているのが自然だと感じますが、実際はどんな交渉過程があったのかお聞かせください。

私はこの結果成就についてなりふりかまわなかったのではないかと勘ぐってしまいます。実際はそうではないとは思いますが、詳細なこのたびの優遇策の提示と建物改築費用と、テナント賃料収入での損益分岐点が時期的にいつごろになるのか、費用対効果の観点か

ら説明をお願いいたします。

通告にはもらしてしまいましたけれども、駐車場の問題につきましても従業員の方と市民の方とどんなふうに分けていくのか。それがまたテナント料に含まれているのかについてもお願いいたします。

その中でもう1点、市庁舎といえば地域市民にとって大変シンボリックな存在であります。庁舎の利用方法につきましては一つ一つ丁寧な情報提供と民意の確認が求められてしかるべきだと考えます。そのことを考えると例えば塩沢地域審議会に検討を諮問するなど方法があるかと思いますが、今回は残念ながら審議会への諮問はおろか経過説明などもなかったと聞いております。私には少し理解に苦しみますので市長の考えをお聞かせください。

それともう一案申し上げます。今回のこの北棟と同じ建物内に大切な市民の個人情報を引き出せるコンピューターの端末がもちろんございます。火災などのリスクを考えれば北棟全館をテナントとして貸し出す。例えば塩沢公民館を利用し、市民センターこの市民サービスを行う方が私は良いのではないかというふうに、こういった検討も含めなされたのかどうかお聞かせください。

さて、このことに関連した観光行政全般の考え方ですが、今回この向かって左の旧庁舎から北棟にテナント入居が変更になったことで、商工観光課が本庁へ移動してまいりました。移動して実際のところを見れば農林課と併設され、本来の部制を生かすために必要な処置であったと私は理解します。ただ、私は疑問に思うのは、そんなに簡単にこの民間のテナントを入れるからと前倒しの移動だとかといった理由だけで商工観光課を追い出させることは少し理解ができません。

なぜなら常々市長は地域ごとに特徴のあるまちづくりを進めていると説明されてきたと思います。塩沢地域につきましては、スキー・スポーツでの観光産業を中心としたまちづくりに特徴があるとして、商工観光課を残して地域住民の利便性を図りより身近に密接した観光行政をしばらくの間、行っていくものと理解しておりましたが、市長は今議会初日にこの商工観光課の本庁移動の説明の中で、観光協会の本部機能の移転にまで言及しております。私は何のために観光協会同士が意見をすり合わせ、理解し調整してきた結果をいとも簡単に移動などということをお口にされるのかわかりません。このことは私が思うに観光産業についてあまり市長は熱意をもっておられないのではないかと、残念な感じがいたしますが、市長の考えをお聞かせください。

関連して今1点質問がございます。それはこのたび合併の調印をされました南魚沼市観光協会の業務内容についてであります。私はある程度、共通の観光イベント情報の提供など幅広く行えることが合併した効果だと考えますが、最近の南魚沼市観光協会と六日町案内所の広告PR業務について一体感があるというふうには考えられません。

一例を申し上げますが、先月24日の新潟日報さんの一面の半分をカラーで買い上げ、六日町案内所の名前で広告が掲載されておりました。例えば旅館組合の皆様が買い上げて受付業務を委託されていると、そういったことであれば結構なのですが、普通であればこの紙面

にこの地域の同時期にある観光イベント情報の一覧であったり、また、同じ宿泊施設である吉里、樺野沢、舞子、石打、五日町など民宿も含めた宿泊プランなどが一緒に掲載されるべきだと私は考えますが、どうしてこういったことになったのかいくらか説明をお願いしたいと思います。

いつまでも市長はこんなバラバラ感のあるようなPRのために広告委託料や人件費的な経費を支払っていくおつもりでしょうか。私はこんなことを続けていくくらいであれば、広告の委託料等をすべて引き上げて市の直轄で行っていったらどうかと提案いたします。

私は常々、商工観光、今の産業労働部は市のセクションの中で唯一といっても過言ではない市の収入を上げていけるセクションだと考えております。産業の育成による市税収のアップなどを考えますと、現在の人員にプラスしてインターネットの熟練者、女性職員の登用など人員を厚く配置するべきだと私は考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。

このセクションは観光だけではなく、新産業育成、農林までを包括している部ですので、しっかりとした人員配置と予算処置を行い、一貫した強い姿勢で観光行政の邁進を要望いたします。

最後に重ねて申し上げますが、今回のヤマト運輸様は石打に営業所を構えていただいております。さらに今回の進出に心から感謝を申し添えて壇上からの質問を終わりとさせていただきます。

市長 宮田議員の質問にお答えをいたします。

塩沢庁舎の民間貸し出し経過にみる観光行政の一貫性、熱意について

まず最初にヤマト運輸との交渉の経過、それから商工観光関係との行政の一貫性ということであります。ヤマト運輸との経過につきましては、当初、去年からの話でありますけれども同じグループ、ヤマト運輸株式会社の子会社になるのでしょうか、そこに塩沢出身の方がいらしたわけであります。ある相当の地位についていらっしゃる方。その方からぜひ南魚沼市、しかも塩沢に進出をしたいというお話がありまして、そこで業種的にはコールセンターということでこれもコールセンターです。100坪程度のスペースが必要だということで、塩沢地域内で候補箇所を確認した上で、それであれば塩沢庁舎の当初は南棟この3階でどうだということで提示をいたしました。

現地を確認いただいて、非常に巻機山も一望できる素晴らしいところだということで、そこという部分で話が進んでまいりましたが、それこそそれから検討を進めて。その見ていただいた方はとにかく場所的にはいいと。景観的にもいいということでよかったわけであります。専門的な目で見ますと多額の改修費用、これは改修だけで7,000万円から1億円を要するという事です。それから耐震構造、これはわかっていたことではないかということですけれども、私どもはある程度、これはいわゆる昭和55年以前の建物ですから、今の耐震構造には合わない部分があるのではないかとことはわかっておりましたけれども、ヤマト運輸さんではなくて、その前の皆さん方とはとてもそこまでのことを知っていたということではありません。それからアスベストの問題もちょっと出てきまして、やはり7,000万

円から1億円以上もかかる改修としては、非常にこれは無理があるということで南棟は断念をしました。

その中で、それならばでは北棟はどうだと。そこを見ていただきましたら議場も含めたあの部分は非常にこれはまたいいと。特にこれとほとんど同じ構造であります、議場をほとんど手をつけずにこのままのかたちで職務の執務ができるといいですか、そういう体制がとれることも考えられるので、ここをひとつこれから具体的に検討をしましょうと。そういう北棟に話が進む過程の中で、その子会社ではなくてヤマト運輸本体が進出をした方が、よりグループ関連にとってもそうでしょうし私どもの地域にとっても。前の会社は引越し専門的な部分でありますので、業務がやはり3月、4月あるいは年末年始ぐらいに集中をして、ほかの期間はわりあいとないといいですか業務的には差があると。しかしヤマト運輸さんは宅配便でありますので、それからメール便とか、これはもう1年を通してずっと平均的に業務があるということです。そうであればヤマト運輸の本社が進出をしようかということになってきたわけでありまして、その後それぞれ交渉を重ねてこの間の結果になったと。

合併による行政財産の有効活用ということは、大和地域でも、塩沢地域でも、六日町でもずっと市政懇談会も通して申し上げてきましたので、特にこのことについて民への確認もしていませんでしたし、それから地域審議会ですか、これはちょっと地域審議会にかけるといふ私は概念もありませんでした。申し訳ないというか、そういうところまで考えなかったということです。

議会の皆さん方に、そして地域の皆さん方にも、具体的な社名は申し上げませんでしたけれども、こういうことで、こういうことでという話はしてきました。決して、リップサービスでなどという話がちょっとありましたけれども、出してはならない情報は一切出していませんからリップサービスはしていません。

それからなりふり構わずという話もあるのですけれども、全くなりふり構わずなどということではないわけではありますが、ただ、やはり大きな魅力でありましたから、ぜひともこの地域に進出をしてもらおうと。このことについてはもう相当強い気持ちを持っておりましたので、それがなりふり構わずといえばなりふり構わずなのかもわかりませんが、何でもいいからという部分ではないということをご理解いただきたいと思えます。

そして賃貸借につきましては、ですから改装費はヤマト運輸の方が全部もちます。ただ、1階の入り口部分のセキュリティーについては市の方でやりますので、これにどのくらいかかるか・・・150万程度であります。これは今の補正予算でお認めいただいたところであります、今、ヤマト運輸と契約をした中では、駐車場50台分も含めてほしい月額117～118万円になる予定でありますから、もう損益分岐点というかたちからすれば全く益ばかり出るということでありまして。損は一切出ない。どんどん、どんどんと益が重なっていく。1年でトータルしますと約1,200万円でありますから、そういうことでもあります。

そこで市と県の優遇策でありますけれども、市は新規雇用者、地元雇用者一人に対して10万円を交付します。3年間で約1,000万円。100人ですと1,000万円ですね。これ

を3年に分割してやろうということであります。それから固定資産税を3年間2分の1減免。ただ、ここの固定資産というのはいわゆる土地・建物はございませんので、あそこに入る物品の償却資産的なことでしょうか。これがどの程度になるのかまだちょっとわかりませんが、ここが一応2分の1減免を3年間やるということであります。

県の方では「県コールセンター等企業立地促進事業補助金」というのがございまして、賃貸借契約締結後1年以内に操業を開始するという条件の下に、事務所の賃貸料といいますが賃借料を1年間2分の1補助をいたします。それから新規、地元の新規常用雇用に30万円の、これは市が10万円ということではありますが、県は30万円であります。それからこれはコンピューター等も相当使いますので、通信回線の使用料を1年間2分の1補助する。最初申しあげました1番、2番、3番の合計額が1億円以内、1億円が限度ということでありまして、これを活用させていただいてヤマト運輸の方に補助を差し上げるということであります。先ほど触れましたように改築費用については基本的にヤマト運輸で行うということになっております。

商工観光課の移動。これはもうヤマト運輸の話がというかそれ以前の話が出た頃から、ここに立地をすれば当然ですけれども商工観光課は最初は南棟の方という部分も相当強かったですので、商工観光課が南棟から北棟に移ってきたわけです。きれいな方に移ったという部分もあります。そこへ今度は北棟になりましたので、本庁方式のことも含めてこれは前倒しをしたということでありまして、別に塩沢庁舎からこっちへきたので塩沢のことを軽んじているとか、スキー産業の振興を始めとする観光行政に一貫性や熱意を欠いたということでは全くございません。

それからご提案のありました北棟全館をテナントというこれは、全館とは申しませんでしたがけれども最初は2階、3階という部分もあったわけです。そして2階部分では子育て支援の中の「ほのぼの広場」をやっておりました。ここもいたく気に入っていただきまして、もし2階まで使うとしても、この部分はひとつ「ほのぼの広場」として残しておきたいというくらい惚れ込んでいただきましたが、当面100名ぐらいの部分であればそこまでは必要ないと。将来的には200名ぐらいまでを考えておりますので、そうなりますと当然2階も、あるいは不足だとすればその1階部分という全館を、ということが出てくるかもわかりません。しかしながら使う見込みのない部分を全館貸し出すということもできませんし、そういうことも含めて3階部分ということだけに今はしてあるというところであります。

今ほど触れましたように将来的には住民サービスの面を工夫しながら、そういうことができるようであれば、そして市にとっても有益であれば、それは検討していかなければならないと思っております。

それで、塩沢地域に商工観光課を身近に残しておくということではなかったかということであります。それは今触れましたように、本庁方式を採用する中で、それは大和地域も同じでありますけれども、市民センターを残しておおむね引き上げると。ただ、今、大和地域の中では教育委員会の機構について県の出先機関等の問題もありまして、この問題が決着する

までは教育委員会を全部引き上げるということにはまだ至りません。もしかすると教育委員会は大和庁舎に全部残るという方向が出るやもわかりません。

そんなことでありますので、しばらくの間という部分が宮田議員にとっては不満であったのかもわかりませんが、これは将来的にずっと残すということではなかったということをご理解いただきたいと思ひますし、今回そうしたからといって観光行政に対して熱意がないとか、そういうことは全くございませんので、今まで以上に熱意を持ってやっていくと。

そこで、観光協会の合併の際に合併協定で、商工観光課 本課と書いてあります。本課のあるところに協会の本部を置くということになっております。それで今、塩沢庁舎に商工観光課がありましたので、塩沢庁舎の方に観光協会の本部を置いております。今度はこっちに来ましたから、いずれはこちらの方に本部を持ってくるわけですが、これについては旧塩沢といいますが、専務理事の皆さんも含めた旧塩沢地域の皆さん方からもご理解はいただいている、ご了解もいただいております。

観光協会の内部の中での合併協定で、それをきちんと書いてあるわけですので。ただ、今すぐにその観光協会の本部をこちらにもってくるスペースも確保できておりませんので、これらを見極めながら来年になるか、あるいは再来年になるかわかりませんが、21年までには本部をこちらへもってくるということでもあります。これは観光協会内部では全く異論なく受け入れられておりますのでよろしくお願いいたします。

協会の業務内容について。この件でありますけれども、ちょっと市としましてもこれは遺憾のことでありますので、事務局長、次長から事情聴取をしたところであります。この広告は、市からの委託費では全くありませんでして、震災復興基金を活用した誘客宣伝事業として実施をされたものであります。そこで早く事業を行いたいというようなことなかから、お互いに調整もしないで先走って掲載をされたということでありましたので、今後こういうことのないようにきちんとした指導をさせていただきたい。

結局、震災復興基金を使ってやっている、石打地区もそれをやったのですね。単独的に。そういうことがまだやはり間々あります。ですので、はっきり申し上げて今、市の観光協会が本当に一体化しているかといわれると、まだそこには至っていない。これからまだまだ調整をしていかなければならない部分がいっぱいあるなと思っております。

産業の育成。これはもう観光も含めて一番重要なことだと考えておりますので、きちんとした対応をしていくということだと思っております。よろしくお願ひを申し上げます。

宮田俊之君 再質問させていただきます。

塩沢庁舎の民間貸し出し経過にみる観光行政の一貫性、熱意について

言い過ぎかと思ひて言わなかった部分まで市長はお答えいただきましたけれども、まず、庁舎の方の問題なのですけれども、だいたいこの経過については、新聞報道、今の市長の説明はわかりました。けれども、地域住民に対してはどういったふうに市の広報を使うなりしていくのか。特別説明はしないのか。経過ではなくて今の優遇策とかそういったことにつきましても、いくらかお知らせいただいた方が私はいいのかなという気はいたしますけれども、

その辺についてお尋ねいたします。

それと観光行政のことにつきまして、一つのチラシ等々について言ってしまったのは申し訳ないかなとも思ったのですが、やはり観光客に対して最善・・・一番最初にあたる皆さんは観光協会の皆さんですので、この方々の対応が悪かったりバラバラ感があれば、それはもう市の全体のイメージに直結するわけです。極力丁寧なことをお願いしたいというふうに思います。

その中でやはりこの観光協会等々の位置について、少し市長の意見を伺ってみたいのですが、やはり私が申すまでもなく、どういった方向の方々にどういうふうな情報を提供するかということが、この地域を網羅して情報提供しなければならないことだというふうに思っております。例えばなのですが、鉄道でいえば新幹線の駅、国道であれば国道、これをどういうふうにとらえていくかということなのですが。例えば新幹線であれば、越後湯沢駅内に広域観光情報センターというようなかたちで、今度こちらは越後魚沼観光開発協議会が事務局がこちらの市にまいりまして、湯沢駅でもこういった観光情報が流せるわけです。私としては浦佐の駅に、商工会がああいった近くにありますが、例えばこういったところにも鉄道の新幹線を使った方々に対する観光の情報発信をするということも必要だと思います。

また当然、自動車ですら市に来られる方がおられます。この方々に対しては今泉博物館であったり、前塩沢町観光協会がありました織物会館の建物を使うなり、やはり高速とか国道を使われる方には、それなりの場所でそれなりの情報を提供するということが必要ではないかというふうに思います。

市長の方はその辺のことをどういうふうに考えていかれるのか。とくに大和の観光部分は当然必要だと思いますので、なるべく庁舎の中ではなくてそういった目的を絞ったところで、出て行って丁寧な説明をされるというのが私はベストだというふうに思っております。

参考までですけれども、昨年度、新潟経済リサーチセンターが越後湯沢の構内で行ったアンケート調査では、観光情報が全く不親切だということでもずいぶんと、一番そのアンケート結果が多かったということでございます。とにかく市内だけではなくて、広くその情報をきちんと発信していくということをお願いしますので、この位置について、観光情報をどういうふうに発信していくかという部分について、今一度、市長の考えを伺いたいと思います。

あとごめんなさい、話を戻して悪いのですが、先ほど北棟全館をテナントで、という話につきまして、検討は実際したということだと思っております。確かに損益分岐点では150万円に対して儲かるばかりだという話で無論いいと思うのですが、当然塩沢駅から近いわけですし、どういうふうな展開をしていくか。きちんともし募集をするのであれば、1階、2階も含めてテナント化していくのだということで募集を図っていきたいようなお考えなのか。まあ様子を見てというような話なのか。その辺ももう少し踏み込んでご回答をいただきたいというふうに思います。以上3点ですか、再質問をいたします。

市長 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

塩沢庁舎の民間貸し出し経過にみる観光行政の一貫性、熱意について

逆になりますけれども、最初の庁舎のテナント部分ということでもあります。協定の際にもちょっとそのことは申し上げているわけですが、今、当面100名であります。そして将来的には200名、あるいは250名体制にもっていきたいという。その体制になりますと今の3階だけではとても無理ですので、2階は当然使わなければなりません。ただ、1階まで使わなければならないのかどうかというところがまだごくはっきりしていませんので、100名体制から200名体制に移行をする際に配置計画も含めてやって、どうしても1階も必要だということになれば、それはまた私どもも考えながら。

もう一部には、公民館の方へ市の庁舎といいますか市役所の仕事は全部移設したらどうだというお話もありますので。それにしても大変なことありますから、それこそ庁舎から市役所が全くなくなって別のところへ移るということについては、これはもうある程度の合意をいただかなければ簡単にできることではありません。その辺も含めてそういう体制ができ得るときに協議をして、市民の皆さん方にも理解をいただいてやっていかなければならないと。

今、昨日でしたか一応募集チラシが出ました。100名であります。これがいつ200名体制になっていくのかというのは今後の課題でありますので、その際にまたいろいろ検討していかなければならないことだと思っております。

それからお知らせという部分につきましては、できれば9月15日の広報と思っておりますが、これがちょっと間に合わなければ10月1日の市の広報の中にこのことをきちんと出して、そしてやはり人員の確保も大変大事でありますので、ハローワーク等とも協力をしたりしながらやっていくつもりであります。そういう人員確保の面も含めてこのことを広報できちんとお知らせをしていきたいと思っております。

広報活動等についてであります。これは一番大事なことでありまして、私もあれは第四銀行の子会社でしょうか、リサーチセンターが湯沢町のことをやったときに、一番はその情報が全く悪いという。それは私どもはあまり考えつかなかったのです。湯沢というのはでもそういうことというのは相当優れているものだと思いましたが、一番不満の点にあがっていました。これはやはり相当我々も注意をして、もう一度情報面についてのことをきちんと検討しなおさなければいけないかという思いであります。まだ具体的に湯沢は今言ったとおりですがでは本部としてどうだ、浦佐駅がどうだ、道路の関係はどうだというところの検討が加えられておりませんので、FMゆきぐに等との連携もありますし、国交省との連携もありますので、きちんとした対応を早くとっていかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

議長 お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議長 次の本会議は明日9月11日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変

ご苦労さまでした。

(午後4時27分)